

【資料 2 － 1】

社会福祉法人制度の展開と 指導監査について

厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

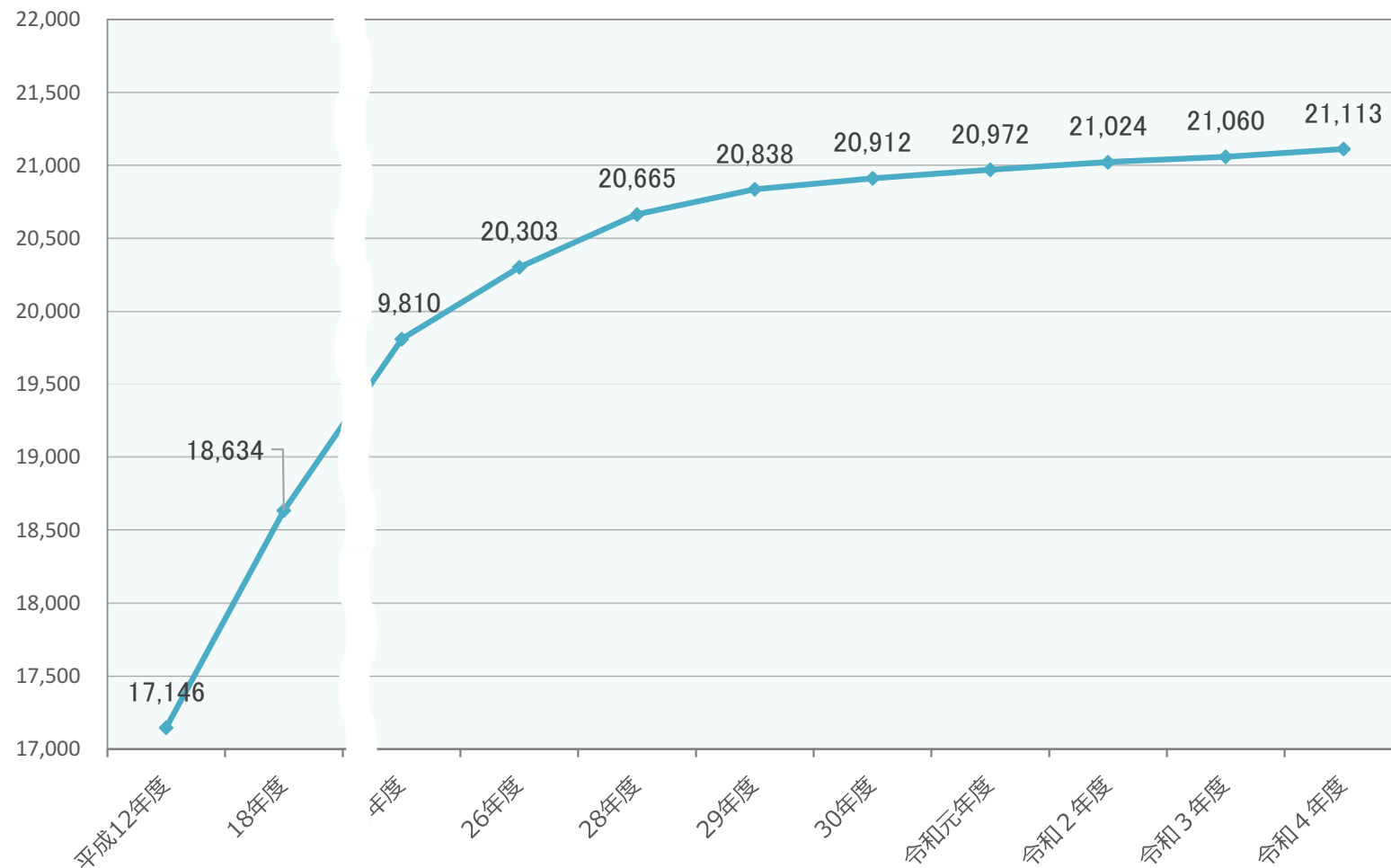
本日のプログラム

1. 社会福祉法人の現状等について
2. 社会福祉法人制度改革の概要と実施状況について
3. 指導監査実施要綱・ガイドラインについて
4. ガイドライン運用上の留意点について
5. 不適切事案における対応について
6. 社会福祉連携推進法人に対する指導監査について

1. 社会福祉法人の現状等について

社会福祉法人数の推移

- ✓ 社会福祉法人の数は、鈍化はしているものの、引き続き、増加している。（令和3年度→令和4年度：53件増）



※出典：厚生労働省福祉行政報告例（国所管は福祉基盤課調べ）

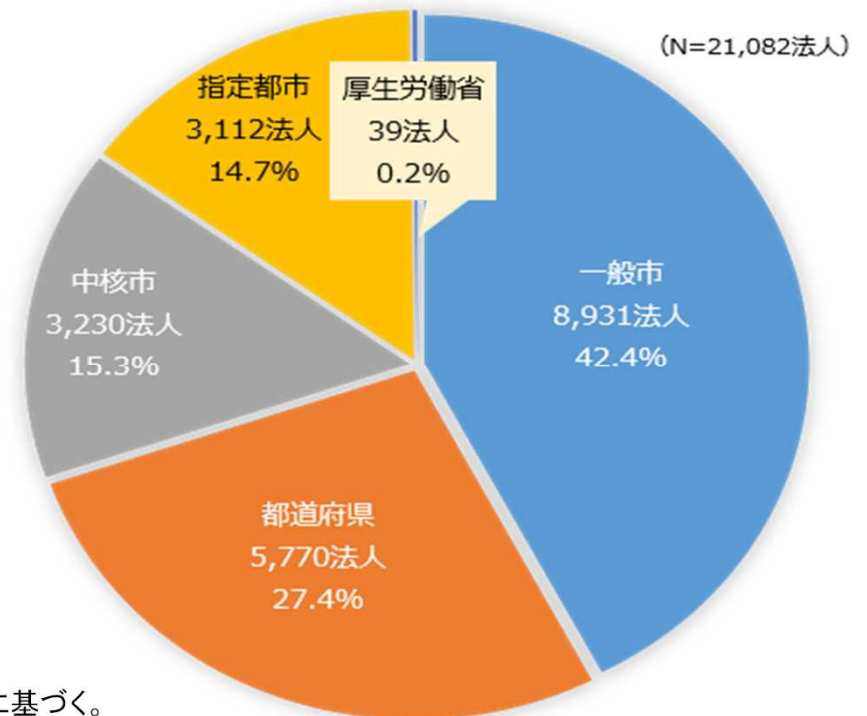
社会福祉法人の所轄庁別法人数

✓ 社会福祉法人数の所轄庁別法人数は以下のとおり。

区 分	所轄庁数	所管法人数
都道府県	47	5,770
指定都市	20	3,112
中核市	62	3,230
一般市	733	8,931
厚生労働省	1	39
合 計	863	21,082

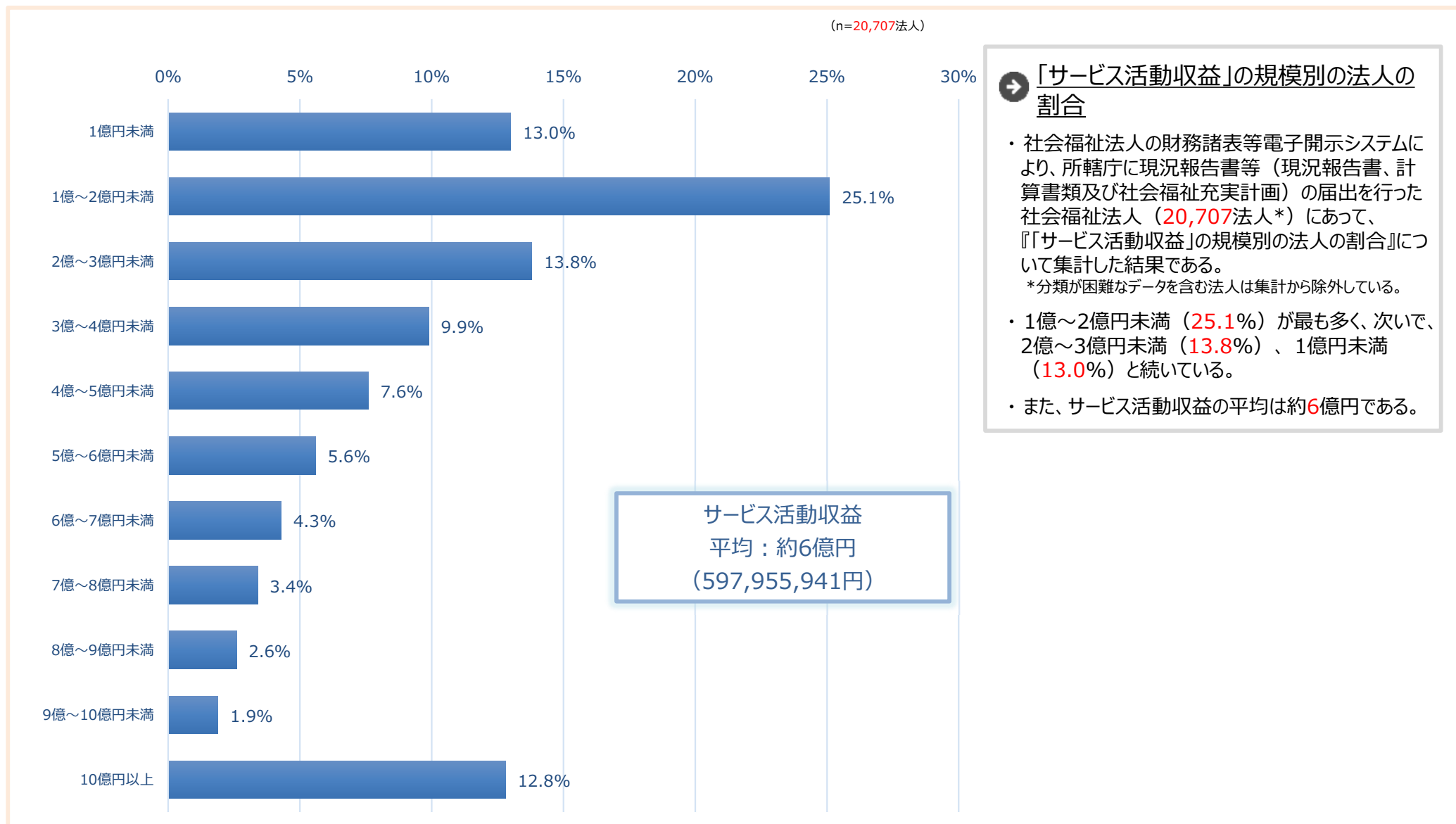
所轄庁別法人数

- ・ 社会福祉法人の所轄庁から登録のあった社会福祉法人（**21,082**法人）の基本情報に基づき、その法人数を「所轄庁別」に集計した結果である。
- ・ 都道府県、指定都市及び中核市以外の市を一般市として集計している。
- ・ 一般市（**42.4%**）が最も多く、次いで、都道府県（**27.4%**）、中核市（**15.3%**）、指定都市（**14.7%**）、厚生労働省（**0.2%**）と続いている。



※社会福祉法人電子開示システム(現況報告書(令和5年4月1日現在)等)データに基づく。

「サービス活動収益」の規模別の法人の割合

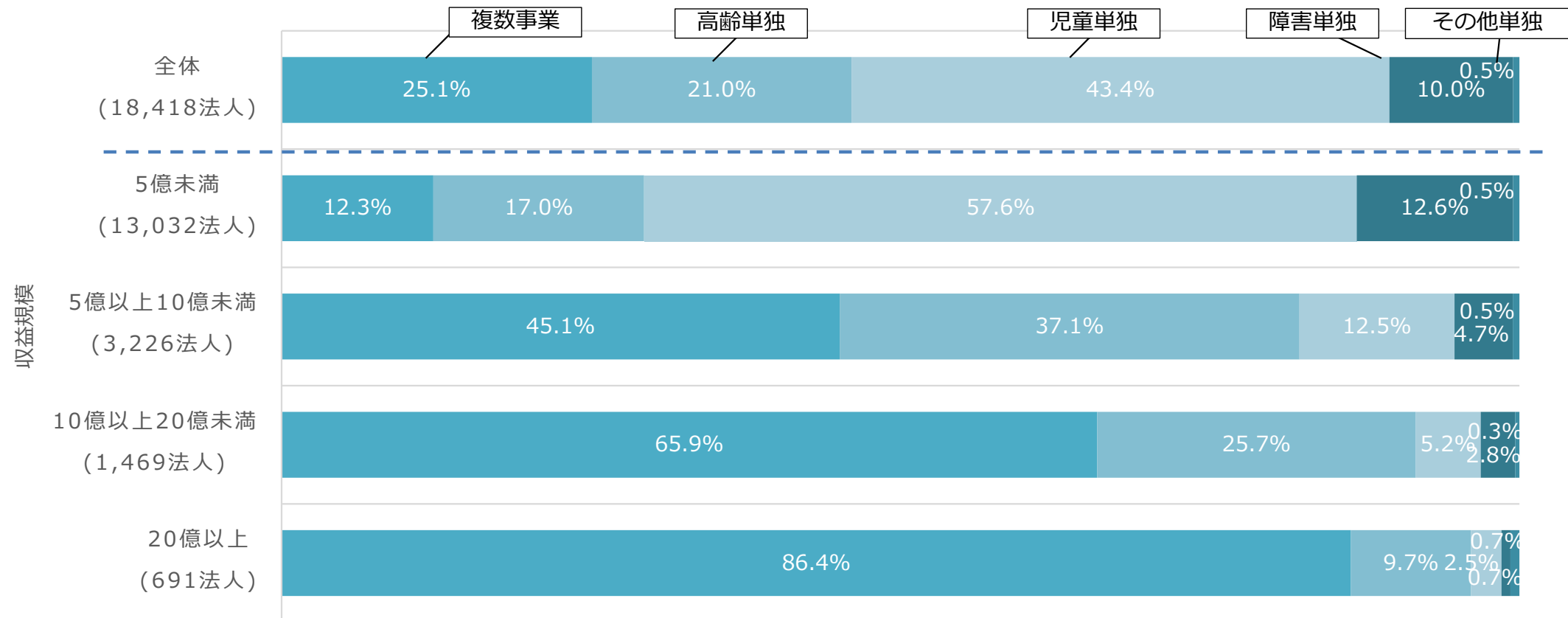


社会福祉法人の事業展開

- ✓ 社会福祉法人の事業分野については、収益規模が5億未満の場合は約88%が単独事業分野を実施しているのに対し、20億以上の場合は、約86%が複数の事業分野を実施している。
- ✓ 収益規模が5億未満の社会福祉法人について、児童福祉分野のみを行う法人の割合が多い。

【収益規模別、社会福祉事業分野別の社会福祉法人の割合】

※各法人が実施している社会福祉事業について、高齢、児童、障害、その他の4分野に分けて集計（複数の分野を実施している場合は、「複数事業」として分類）



※平成31年4月1日時点の現況報告書（福祉医療機構現況報告書開示システムより、厚生労働省福祉基盤課にて集計）

※社会福祉協議会、一部データに不備のある法人を除く。

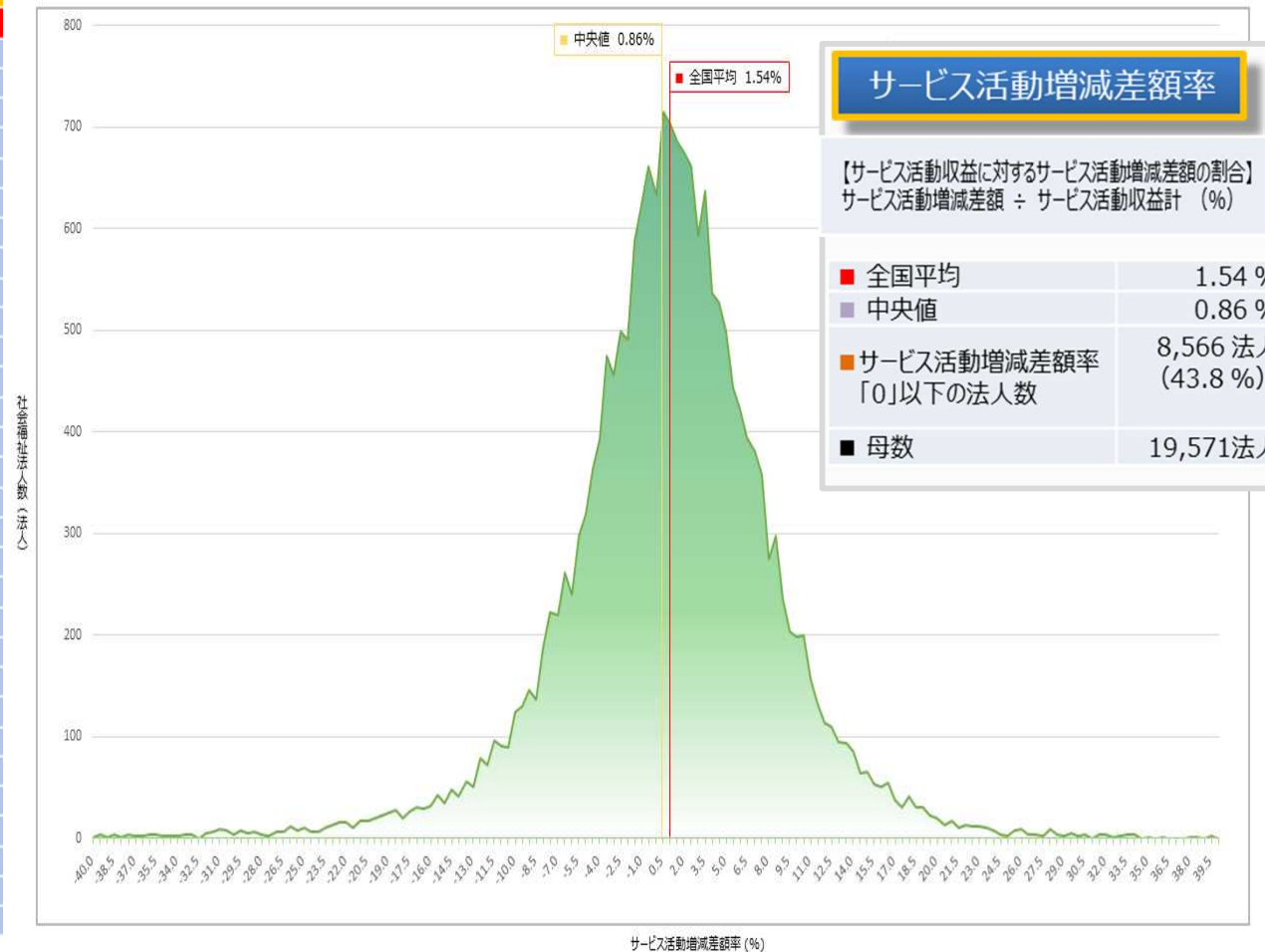
社会福祉法人の経営状態（全国平均）

①指標名をクリック

経営指標	
経営状態	収益性
	サービス活動増減差額率
	経常増減差額率
	職員一人当たりサービス活動収益
	安定性・継続性
	流動比率
	当座比率
	現金預金対事業活動支出比率
	純資産比率
	純資産比率（正味）
	長期継続性
	固定長期適合率
	固定比率
	借入金比率
	借入金償還余裕率
	借入金償還余裕率（正味）
	資金繰り
	債務償還年数
	事業活動資金収支差額率
	事業未収金回転期間
	事業未払金回転期間
	合理性
	人件費比率
	人件費・委託費比率
	事業費比率
	事務費比率
	支払利息率
	付加価値率
	減価償却費比率
	国庫補助金等特別積立金取崩額比率
	正味金融資産額
	正味金融資産額・減価償却累計額比率
	固定資産老朽化率
	総資産経営増減差額率
経営自立性	効率性
	事業用固定資産回転率
	自己収益比率

サービス活動増減差額率

全国平均	1.54%
中央値	0.86%
母数	19,571法人



※ 経営指標については、日本公認会計士協会（非営利法人委員会）が平成30年7月18日に改正した非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」を参考に集約したものです。

サービス活動増減差額率 【サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合】

サービス活動増減差額 ÷ サービス活動収益計（%）

サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合である。

※社会福祉法人電子開示システム(現況報告書(令和5年4月1日現在)等)データに基づく。

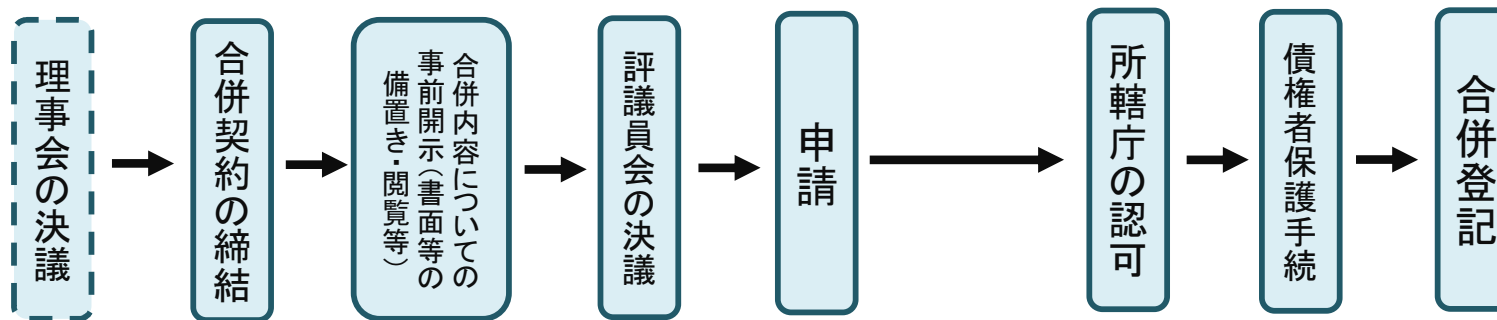
社会福祉法人の法人合併の現状

○社会福祉法人の合併認可件数は、年間10～20件程度で推移している。

○平成28年の社会福祉法人制度改革において、一般財団法人を参考に、合併に関する規定の整備を行った(平成29年4月施行)。

(※)合併契約に関する事項(記載事項、備置き・閲覧義務、承認手続等)の規定追加、合併・法人の種別(吸収合併(消滅法人・存続法人)、新設合併(消滅法人・設立法人))毎に必要な手続の規定追加 等

○ 社会福祉法人の法令上の合併の手続き



○ 合併認可件数(年度別)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
件 数	6	14	9	22	10	12	20	13	17	15

※出典:福祉行政報告例。ただし、社会福祉協議会・共同募金会・社会福祉事業団の件数を除く。

合併の種別、合併理由

○合併を行った社会福祉法人に対して実施した調査では、合併目的について、「業績不振法人の救済のため」との回答が最も多く、次いで、「人的資源の効率化、合理化のため」との結果であった。

○また、合併消滅法人の収益規模は、9割以上が5億円未満との回答であった。

合併目的(重複回答可)	回答件数	割合
業績不振法人の救済のため	44	84.6%
人的資源の効率化、合理化のため	24	46.2%
財務資源の効率化、合理化のため	20	38.5%
役員の後継者不足のため	10	19.2%

合併存続法人の実施事業	回答件数	割合
高齢	31	59.6%
障害	32	61.5%
児童	21	40.4%
その他	23	44.2%

合併存続法人の収益規模	回答件数	割合
1億円以上5億円未満	16	30.8%
5億円以上10億円未満	14	26.9%
10億円以上	20	38.5%

※他に規模の記載が無い法人が2ある。

○合併目的(その他の回答)

- ・質の高い多様な福祉サービスを総合的に推進するため。
- ・多様な支援機能を有することで、複雑化する対象者の支援ニーズに応えるため。
- ・領域の拡大に伴う一体的な福祉の増進

等

合併消滅法人の実施事業	回答件数	割合
高齢	28	53.8%
障害	17	32.7%
児童	26	50.0%
その他	14	26.9%

合併消滅法人の収益規模	回答件数	割合
1億円未満	12	23.1%
1億円以上5億円未満	35	67.3%
5億円以上10億円未満	3	5.8%
10億円以上	2	3.8%

※厚生労働省社会・援護局福祉基盤課実施アンケート結果(平成31年2月)
有効回答:52(一部項目に不備のある回答を含む。)

社会福祉法人の解散の状況について

- 社会福祉法人は、①評議員会の決議、②定款に定めた解散事由の発生、③目的たる事業の成功の不能、④合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）、⑤破産手続開始の決定、⑥所轄庁の解散命令 によって解散する。（社会福祉法第46条第1項）
- ①評議員会の決議又は③目的たる事業の成功の不能による解散は、解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に財産目録や貸借対照表等を添付し、所轄庁に提出し、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。
※②定款に定めた解散事由の発生又は⑤破産手続開始の決定による解散の場合、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 社会福祉法人の解散認可又は認定件数は年間10件程度、解散命令件数は年間0～2件程度で推移している。

○ 解散認可又は認定件数（年度別）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
件 数	4	8	6	16	11	9	13	11	14	12

○ 解散命令件数（年度別）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4
件 数	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0

※出典：福祉行政報告例

2. 社会福祉法人制度改革の概要と実施状況について

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

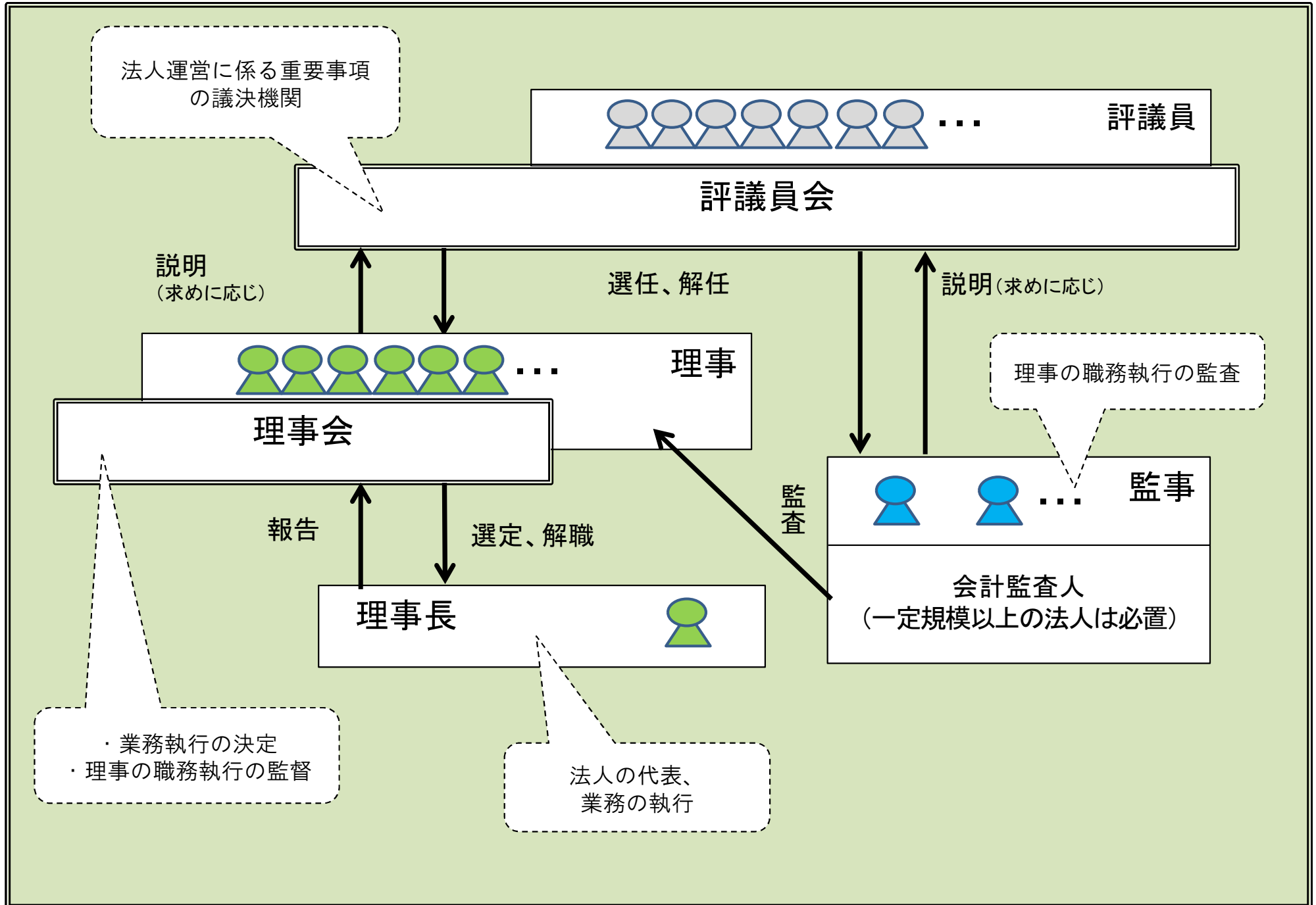
- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

1. 社会福祉法人の経営ガバナンスについて



2. 運営の透明性の確保について

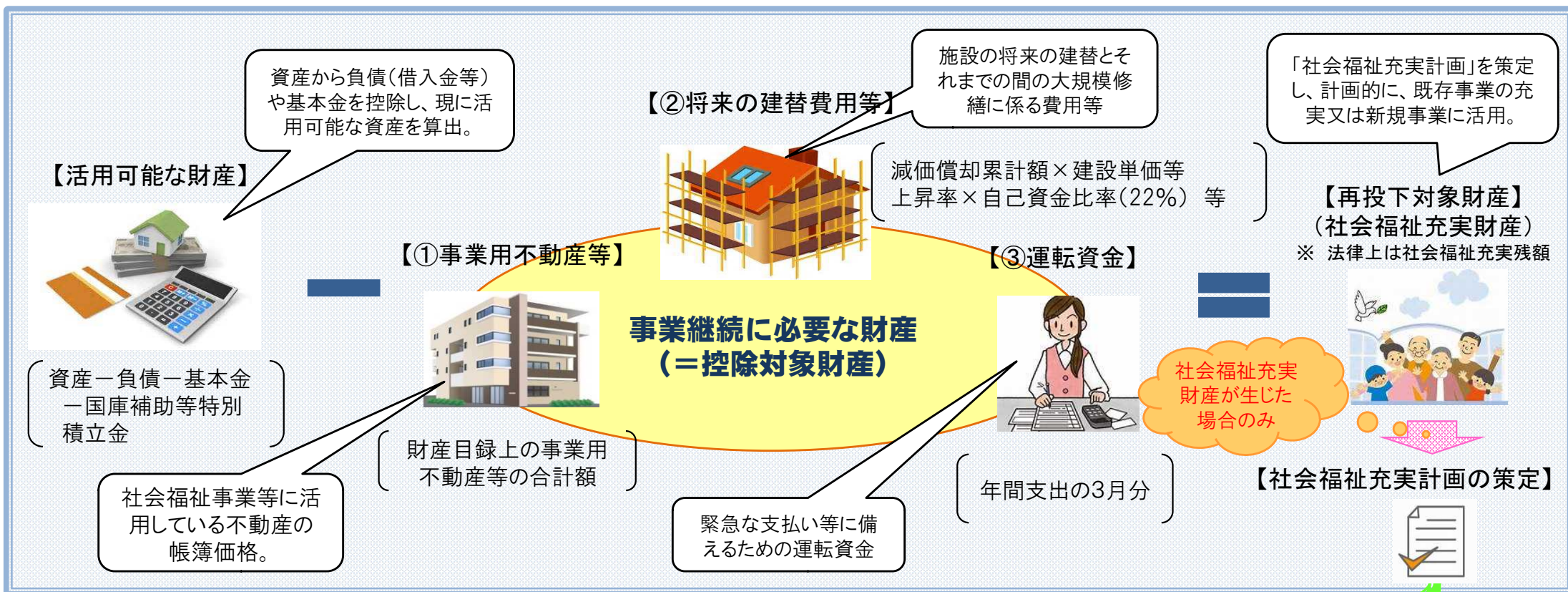
- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書（役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。）について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	改正前		改正後		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

3. 社会福祉法人の財務規律について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



(社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)

第1順位：社会福祉事業

第2順位：地域公益事業

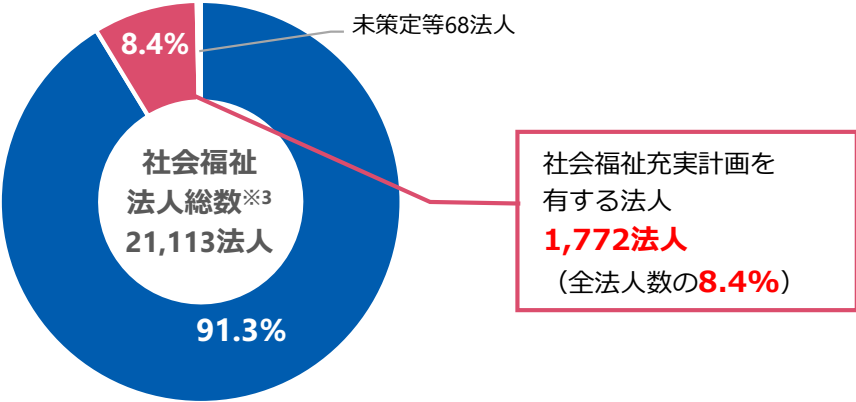
第3順位：公益事業

令和5年度における社会福祉充実計画の状況について

「社会福祉充実財産」（社会福祉法人の財産から事業継続に必要な財産を控除した財産）が生じた法人は、「社会福祉充実計画」を策定し、使途を見える化した上で計画的に社会福祉事業等に再投下することとしている。令和5年度における当該計画の全体の状況は以下のとおり。（令和5年10月1日時点福祉基盤課調べ※2）

- 社会福祉充実計画を有する法人は、**1,772法人**（社会福祉法人総数※3の**8.4%**）で、社会福祉充実財産の総額は**3,885億円**
（参考：令和4年度における状況 社会福祉充実計画を有する法人 1,941法人（9.2%） 社会福祉充実財産の総額 4,106億円）
- 社会福祉充実計画を有する1,772法人のうち、「地域における公益的な取組」を実施している法人は**1,339法人（75.6%）**
（参考：令和4年度における状況 社会福祉充実計画を有する1,941法人のうち、「地域における公益的な取組」を実施している法人 1,423法人（73.3%））

1. 社会福祉充実計画の有無



2. 社会福祉充実計画の事業区分

社会福祉充実財産の使途は、社会福祉事業、地域公益事業、公益事業の順に検討することとなっている。

社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
3,779事業 (95.5%)	109事業 (2.8%)	69事業 (1.7%)	3,957事業

※1 社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、社会福祉法第24条第2項に社会福祉法人の責務として規定される、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、無料又は低額な料金で、法人の自主性、創意工夫により実施される多様な福祉サービス

※2 回収率は96.2%（昨年度回収率は97.8%）。なお、回収率の計算式は、（令和6年3月時点有効回答1,772法人）／（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータにおいて充実財産が発生した1,858法人から、社会福祉充実計画策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回ることが明らかな場合等により、当該計画の策定が不要であることが確認できた16法人を除いた1,842法人）＝96.2% ※3 令和3年度福祉行政報告例に基づく全国社会福祉法人数

※4 補助金等を除く充実財産充当額のみを計上

※5 充実計画期間内に新たに発生した充実財産、充実計画額と実績額との差額など充実計画の変更を伴わず充実計画の対象とならない額の合計額

3. 社会福祉充実計画の事業内容別事業費・事業数内訳

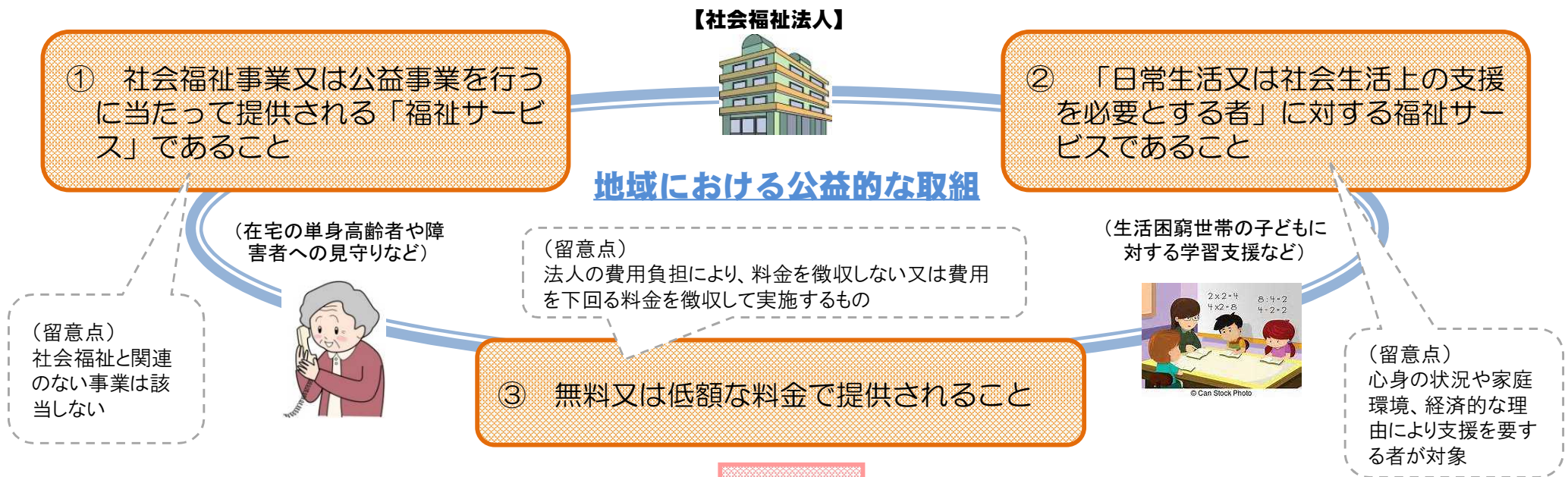
事業内容	事業費※4	事業数
合計	3,885億円	3,957事業
サービス向上のための既存施設の改築・設備整備	1,817億円（46.8%）	1,761事業（44.5%）
新規事業の実施	617億円（15.9%）	424事業（10.7%）
職員給与、一時金の増額	171億円（4.4%）	461事業（11.7%）
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	154億円（4.0%）	366事業（9.2%）
既存事業のサービス内容の充実	110億円（2.8%）	293事業（7.4%）
職員の福利厚生、研修の充実	24億円（0.6%）	108事業（2.7%）
既存事業の定員、利用者の拡充	23億円（0.6%）	36事業（0.9%）
上記以外の事業	307億円（7.9%）	278事業（7.0%）
充実計画の対象となっていない充実財産等※5	647億円（16.7%）	-

4. 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る責務について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**

⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

令和3年1月26日
第26回社会保障審議会福祉部会資料
(令和6年4月数値等更新)

平成28年改正社会福祉法の措置内容		措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	○議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。	—
	○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備	—
	○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備	—
	○一定規模以上の法人への会計監査人の導入	収益30億円/負債60億円超の法人及び任意の138法人に設置 (令和4年4月1日時点現況報告書に基づき福祉基盤課調べ)
2. 事業運営の透明性の向上	○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大	H29より財務諸表等電子開示システムを運用
	○財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等	財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.7% ※20,988法人/21,060法人(令和4年11月11日時点)
3. 財務規律の強化	○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等	—(把握している罰則適用事例はない)
	○純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化	社会福祉充実財産総額 3,885億円(前年差221億円減) ※福祉基盤課調べ(令和5年10月1日時点)
	○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ	社会福祉充実財産発生法人は全体の8.4% ※1,772法人(令和5年10月1日時点福祉基盤課調べ)
4. 地域における公益的な取組を実施する責務	○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定	地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 69.5% ※出典:財務諸表等電子開示システム(令和5年4月1日時点)
5. 行政の関与の在り方	○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ	H29に指導監査ガイドラインを策定・公表
	○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備	勧告件数 21件 公表件数 0件 ※出典:福祉行政報告例(令和4年度実績)
	○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備	H29より財務諸表等電子開示システムを運用 H29より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるよう措置

3. 指導監査実施要綱・ガイドラインについて

社会福祉法人に対する指導監督の見直しについて

現状と課題

- ・ 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制(ローカルルール)が存在している。
- ・ 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- ・ 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図るため、会計監査人監査が導入されるが、所轄庁監査との関係性を整理する必要がある。



規制改革実施計画(H26.6.24閣議決定)

- ・ 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。
- 工程表に基づき、監査のガイドラインを平成29年4月に策定するとともに、所轄庁に対する人材育成のための研修会を実施する。

附帯決議

- ・ 指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。
- ・ 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

見直しの方向性

<考え方>

社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールのは正)し、指導監査の効率化・重点化を図る。

<対応>

①指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

- ・ 法令、通知等で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

②会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

- ・ 指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分の省略を可能とし、監査の重点化を図る。

③監査周期等の見直しによる重点化

- ・ 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

④監査を担う人材の育成

- ・ 社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

指導監督の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

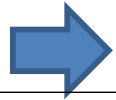
- ・ 監査要綱及び監査周期の見直し等に当たり、関係団体及び自治体の意見を踏まえ検討。また、制度施行後も不断の見直しに向けた意見交換を実施。

実施要綱の構成について

1. 指導監査の目的

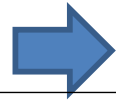
- 社会福祉法人に対する指導監査は、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。

2. 指導監査の類型



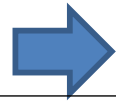
指導監査の類型について

3. 一般監査の実施の周期



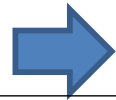
監査周期等の見直しによる重点化について

4. 指導監査事項の省略等



会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化について

5. 指導監査の結果及び改善状況の報告



指導方法の標準化について

6. 指導監査の結果の報告

- 各年度の指導監査の結果について、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に報告。

7. 関係機関等との連携等

- 社会福祉法令以外の法令、通知違反の場合の措置、その他関係機関等との連携等

指導監査の目的

社会福祉法に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。（実施要綱の1）

指導監査に当たっては、法人運営に改善すべき点がある場合には、法人が自ら改善すべき点を把握し、自主的に改善に取り組むことができるように指導を行うことが重要。

◆ 指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠（※）を示して行うものとする。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。（実施要綱の5の（2））

（※）指摘を行う（法令、通知の条項に違反している）場合には、違反している条項や違反の内容を具体的に示す、助言を行う場合には、その理由等を具体的に示す必要がある。

◆ 口頭指摘や助言を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する必要がある。（実施要綱の5の（1））

指導監査の類型

一般監査

▶ 一定の周期で実施

実施計画を策定し、「指導監査ガイドライン」に基づき実施。

特別監査

▶ 随時実施

運営等に重大な問題を有する法人を対象として実施。

一般監査の途中で重大な問題を発見した場合、特別監査に切り替えることもできる。



いずれも実地において行う。

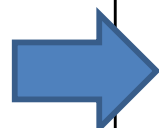
(書面及びリモートによる手法を一部取り入れ、これと実地による確認を組み合わせることは可能)

監査周期等の見直しによる重点化について

- ◆ 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化が図られている等、良好と認められる法人に対する監査の実施周期を延長する。
- ◆ 一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、継続的な監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

見直し前の一般監査の周期

法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人。	2年に1回
外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき。	4年に1回とすることが可能
苦情解決への取組が適切に行われており、以下のいずれかの内容に積極的に取組み、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めている判断するとき。 ・福祉サービス第三者評価事業の受審、公表（ISO9001認証取得施設も同様とする。） ・地域社会に開かれた事業運営 ・先駆的な社会貢献活動の取組	同上
上記以外の法人	（継続的な実施）



見直し後（H29'～）

法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人。	3年に1回を原則（※）
会計監査人の監査や専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき。	活用状況に応じて以下の取扱いが可能
会計監査人を置く法人	5年に1回まで延長可
公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた監査を実施する法人	同上
専門家による財務会計の支援を受けた法人	4年に1回まで延長可
苦情解決への取組が適切に行われており、（略）良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断するとき【同左】	4年に1回まで延長可
上記以外の法人	継続的な実施

（注）監査周期については、年度単位で判断する。

（※）法人監査と施設監査と監査周期が異なる場合、それぞれの周期で実施することが非効率であり、併せて実施することが、所轄庁と法人の双方に効率的・効果的である場合など特別な事情がある場合は、異なる周期の設定が可能。

一般監査の監査周期①

▶ 原則 **3 箇年に 1 回** 行う。

但し、以下の場合は周期を延長することができる。

▶ 会計監査を受けている法人 **5 箇年に 1 回**

▶ 専門家による支援を受けている法人 **4 箇年に 1 回**

※法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断される必要がある。

▶ 苦情解決への取組が適切に行われ、地域社会に開かれた事業運営等を行う法人 **4 箇年に 1 回**

一般監査の監査周期②

◆ 周期を5箇年に一回に延長した場合

3箇年経過後、毎年度6月に法人から提出される会計監査報告等に基づき、周期の延長の継続・中止の判断を行う。



会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化について

行政による指導監査の趣旨

- ・ 法人運営の適正性を担保することを目的として実施するもの【一般的に3～5年に1回】

会計監査の趣旨

- ・ 法人自らが財務報告の信頼性を担保し、説明責任を果たすことを目的として実施するもの【毎年度実施】

監査の趣旨は異なるが、会計管理の部分についての監査・確認が重複していること、会計監査等により法人の財務会計に関する事務の適正性が確保されていると判断することが可能であることから、所轄庁の判断により会計監査人の監査を実施している法人等の所轄庁の監査事項の一部を省略するなど、指導監査の重点化を図る。

対応

監査事項の重複部分の省略

- 会計監査人の監査が実施されている法人については、会計管理に関する監査事項の省略を可能とする。
※監査意見が無限定適正意見又は限定付適正意見の場合に限る。
※限定付適正意見の場合は、その原因となる事項について、理事会等で協議し、対応しているかについて、指導監査において確認を行う。
- 公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準ずる監査(※)を実施している法人に対しても、上記に準じた取扱いを行う。
※会計監査人による監査が行われない場合に、法人と公認会計士若しくは監査法人との間で締結する契約に基づき行われる会計監査人による監査を同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。
- 上記の他、法人が公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下「専門家」という。)による支援(※)を受けている場合は、支援内容に応じて、会計管理に関する監査事項を省略することを可能とする。
※財務会計に関する内部統制の向上支援及び財務会計に関する事務処理体制の向上支援の内容については、課長通知で定めている。

対応

監査事項の効率的な実施

- 会計監査人監査や専門家による財務会計に関する内部統制の向上支援は、会計のみならず、組織運営に関しても対象となるものであり、これらの結果を確認できる報告書を活用することにより、指導監査における確認作業の効率的な実施を図るものとする。

指導方法の標準化について

旧指導監査要綱(局長通知)においては、改善を要する場合には文書をもって行い、文書による改善報告を求めることとしていたが、その他の具体的な指導方法についての定めがなく、各自治体による運用が行われていたことから、指導方法の標準化を図る。

※ いずれの場合も根拠を明確に提示のうえ、法人の理解を得ること。

※ 口頭指摘及び助言を行う場合は、法人と指導内容の共有を図ること。

指導の対象

ガイドラインに定める監査事項に関して指摘基準に該当する場合

法令・通知違反は認められないが、法人運営の向上を図る観点から適当と認める場合

指導監査の過程において、社会福祉法(福祉関係)以外の法令・通知違反の疑いがある事項が発見された場合

指導の方法

【文書指摘】

- ・ 「改善措置を文書をもって指導」を行い、一定の期限を付して改善報告を求める。

【口頭指摘】

- ・ 軽微な法令・通知違反の場合や文書指摘を行わない場合でも改善が見込まれる場合は、「口頭による指導」を行い、次回の指導監査等で確認を行う。

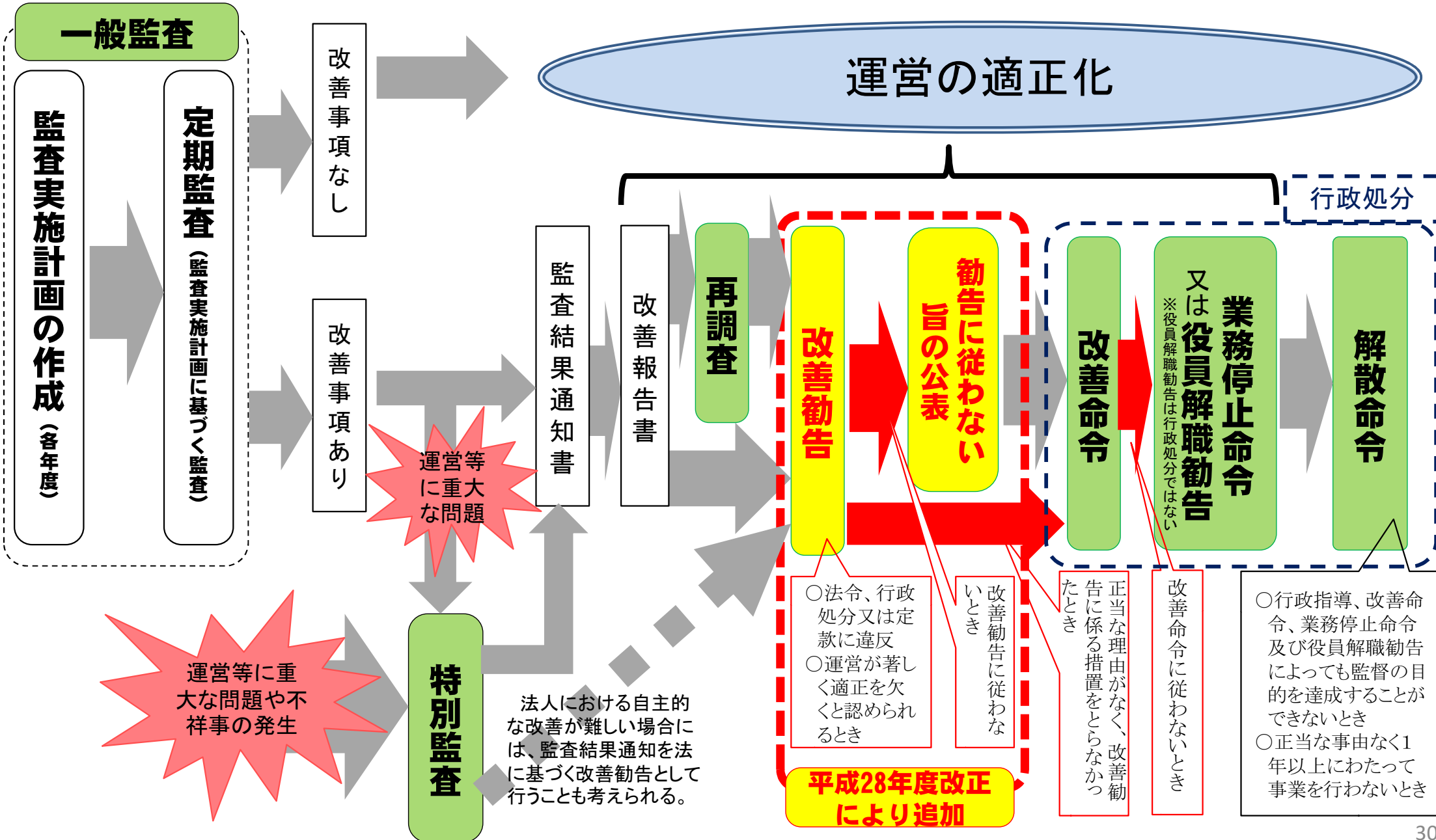
【助言】

- ・ 法令違反ではないが、法人運営の向上に資すると考えられる事項がある場合は、法人に従わなければならないものではないことを明確にした上で「助言」を行うことができる。

- ・ 所轄庁が処分権限を有さない他法令・通知違反の疑いが認められる場合は、法人に対して当該法令等を所管する機関への確認を促す等の指導を行う。また、必要に応じて関係機関へ通報する等措置をとることにより、適切に対応する。

社会福祉法人に対する指導監督の流れ

■社会福祉法における社会福祉法人に対する行政上の監督に関する仕組みは、以下のとおり。

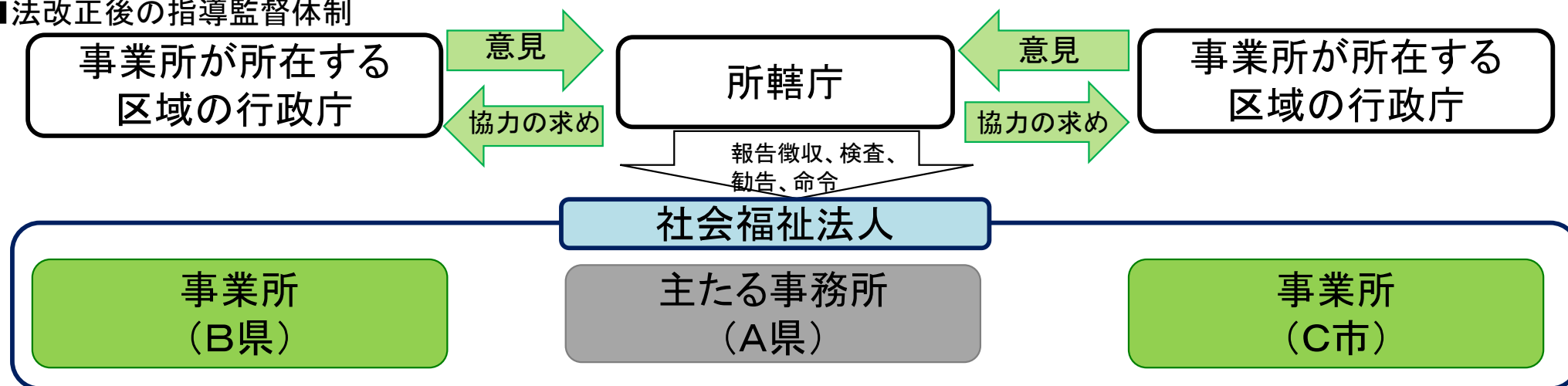


広域的に事業展開する社会福祉法人に対する指導監督について

○ 広域的に事業展開する法人に対する所轄庁による法人監査と、当該法人の事業所が所在する区域の行政庁による施設監査との連携を図るため、所轄庁以外の都道府県知事又は市町村長（以下「関係都道府県知事等」という。）との間において、

- ① 関係都道府県知事等は、法人に対して、適当な措置をとることが必要と認めるときは、法人所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる（法第57条の2第1項）。
- ② 法人所轄庁は、関係都道府県知事等に対して、必要があると認めるときは、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる（法第57条の2第2項）。

■法改正後の指導監督体制



■社会福祉法（昭和26年法律第45号）抄 （関係都道府県知事等の協力）

第57条の2 関係都道府県知事等（社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるものの所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉法人の所轄庁以外の者をいう。次項において同じ。）は、当該社会福祉法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人の所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 所轄庁は、第56条第1項及び第4項から第9項まで並びに前条の事務を行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について

社会福祉法人の法人監査及び施設監査の実施に当たっては、監査を実施する行政庁が関係する行政庁と必要な連携を図る必要があるが、社会福祉法人が行う各事業の違反等について、以下の連携を実施するものとする。

- ① 事業の運営に関する違反のうち、（a）社会福祉関係法令の違反であり処分が行われたもの、（b）処分に至っていないが将来的に処分の対象となりうる程度の著しい違反又は処分に至らない程度の違反のうち、施設所管庁において情報提供が必要と判断するもの（利用者の適切な処遇若しくは安全の確保が困難になる場合、補助金等の不正な申請若しくは使用がある場合）について、所轄庁及び施設所管庁に情報提供。
- ② 法人の運営に関する違反のうち、法人の契約又は金銭等の授受に関する著しい違反等について、当該法人の施設所管庁に情報提供。

①事業の運営に関する違反
(他県にまたがる場合の例)

社会福祉法人
本部

A県所轄庁

②違反の情報提供

③当該法人の同種の事業を指導監査する施設所管庁に対し、情報提供
補助金等に関する違反である場合には、別種の事業を指導監査する施設所管庁にも情報提供

④同様の違反がないか確認

B県
施設所管庁

C県
施設所管庁

D県
施設所管庁

社会福祉法人施設
(例：保育)

社会福祉法人施設
(保育：同種)

社会福祉法人施設
(介護：別種)

②法人の運営に関する違反
(他県にまたがる場合の例)

社会福祉法人
本部

A県所轄庁

①法人の契約又は金銭等の授受に関する著しい違反の発覚

②違反等の情報提供

B県
施設所管庁

C県
施設所管庁

D県
施設所管庁

社会福祉法人施設

社会福祉法人施設

社会福祉法人施設

指導監査ガイドラインについて①

指導監査ガイドラインは、所轄庁が「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づいて行う一般監査について、その監査の対象とする事項(監査事項)、当該事項の法令及び通知上の根拠、監査事項の適法性に関する判断を行う際の確認事項(チェックポイント)、チェックポイントの確認を行う際に着目すべき点(着眼点)、法令又は通知等の違反がある場合に文書指摘を行うこととする基準(指摘基準)並びにチェックポイントを確認するために用いる書類(確認書類)を定めるものである。

適用範囲	一般監査における確認及び指導は、実施要綱及びガイドラインに定めるところによる。 ※ 特別監査においては、その目的である法人運営に関する問題の内容又は原因等に関連する事項について必要な確認を行う。
監査事項及びその確認に関する考え方	○ 法改正に伴う監査事項を整理するとともに、法令、通知等で明確に定められた事項を対象とする。 ○ 抽象的な監査事項の明確化を図るため、監査事項毎の具体的な確認事項(チェックポイント)、着眼点、確認の対象とする書類(確認書類)を追加する。 ○ 膨大な法令、通知に関する全ての事項を網羅的に確認するものではなく、一般監査において通常確認すべき基本的な監査事項を設定する。ただし、次の事項については、個別の監査事項に加え、法人運営が適正であるかを確認するため必要な範囲で必要に応じて確認ができることとし、複数の監査事項に共通する確認方法等を設定する。 ・ <u>法令、通知又は法人の内部規程を遵守しているか。</u> ・ <u>経理規程を遵守しているか。</u> ※ 経理規程は、法人の内部規程に含まれるが、法人の財務会計に関する基本的な事項を定める法人運営上特に重要な規程であることから、別に記載している。 ・ <u>会計処理、会計帳簿、計算関係書類について、社会福祉法人会計基準等に準拠しているか。</u> ※ これらの事項については、社会福祉法人会計基準等に基づき適正な会計処理を行い、法人の財務状況を正確に表示することは、法人の財務規律の強化や情報公開の観点から特に重要であるため、経理規程等の取扱いとは別に記載している。

指導監査ガイドラインについて②

確認書類の範囲及び考え方

- 監査事項の確認に当たっては、ガイドラインに定める確認書類を用いること。法人がガイドラインに定める確認書類を作成していない場合は、ガイドラインに定める指摘基準の該当性を確認できる既存の別の書類を用いて行うよう努めること。
- ガイドラインは法人に新たな書類の作成を義務付けるものではないため、法令又は通知の根拠なしに特定の書類の作成を求めないこと。
- ただし、法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり(法第24条第1項)、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが適当である。そのため、法人は、法人において確認を要するものとガイドラインに定められている事項について、法令等で特定の文書の作成が義務付けられていない場合であっても、文書等により客観的な説明を行うことができるように努めるべきであること。

確認結果に基づく指導についての考え方

- 監査事項ごとに、実施要綱に定める指導(文書指摘、口頭指摘又は助言)を行う基準を具体的に設定する。
ただし、次の場合は、指摘基準についても複数の監査事項に共通する指摘基準を設定する。
 - ・ 法令、通知又は法人の内部規程の違反がある場合
 - ・ 経理規程の違反がある場合
 - ・ 会計処理、会計帳簿、計算関係書類について、社会福祉法人会計基準等に準拠しない処理等が行われている場合

4. ガイドライン運用上の留意点について

4－1．指導の方法①

ガイドラインに定める監査事項に関して指摘基準に該当する場合



文書指摘

「改善措置を文書をもって指導」を行い、
期限を付して改善報告を求める。

口頭指摘

軽微な法令・通知違反の場合や文書指摘を行わなくても改善が見込まれる場合は、「口頭による指導」を行い、
次回の指導監査等で確認を行う。

4－1．指導の方法②

法令・通知違反は認められないが、法人運営の向上を図る観点から適当と認める場合



助 言

法令違反ではないが、法人運営の向上に資すると考えられる事項がある場合は、法人に従わなければならないものではないことを明確にした上で「助言」を行うことができる。

4－1．指導の方法③

指導監査の過程において、社会福祉法（福祉関係）以外の法令・通知違反の疑いがある事項が発見された場合



指摘基準には該当しない

所轄庁が処分権限を有さない他法令・通知違反の疑いが認められる場合は、法人に対して当該法令等を所管する機関への確認を促す等の指導を行う。また、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等措置をとることにより、適切に対応する。

指摘の事例①



評議員会の招集通知に記載しなければならない事項について、理事会の議決がなされていない。



ガイドライン I の 3 の (2) 評議員会の招集・運営の指摘基準に該当
＜指摘基準＞

次の場合は文書指摘によることとする。

- ・ 評議員会の日時及び場所等が理事会の議決により定められていない場合



指摘内容

評議員会の開催に当たり、招集通知に記載しなければならない事項（日時及び場所等）が理事会の決議を経ていないため、理事会の決議を経ること。

＜参考＞ 評議員会招集に係る理事会決議事項

理事会決議事項	根拠条文
評議員会の日時及び場所	社会福祉法第45条の9 第10項によって準用される一般法人法第181条、社会福祉法施行規則第2条の12
評議員会の目的である事項があるときは、当該事項	
評議員会の目的である事項にかかる議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）	

指摘の事例②



評議員会の議事録に、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていない。



ガイドライン I の 3 の (2) 評議員会の招集・運営の指摘基準に該当
＜指摘基準＞

次の場合は文書指摘によることとする。

- ・ 議事録の必要事項が記載されていない又は不十分である場合



指摘内容

評議員会の議事録について、必要的記載事項である「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」の記載がなされていないため、今後、適切に記載すること。

＜参考＞ 評議員会の議事録

事項		根拠
1	記載事項	社会福祉法施行規則第2条の15第3項
	① 評議員会が開催された日時及び場所	
	② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果	
	③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名	
	④ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要	
	⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称	
	⑥ 議長の氏名（議長が存する場合に限る。）	
	⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	
2	署名	定款
	議事録署名人の署名又は記名押印	

指摘の事例③



計算関係書類等について、事業報告書の明細書が作成されていない。



ガイドライン I の 3 の (2) 評議員会の招集・運営の指摘基準に該当
＜指摘基準＞

- ・ 計算関係書類等に関して、必要な機関の承認を受けていない場合及び必要な報告が行われていない場合は、文書指摘によることとする。



指摘内容

事業報告書及びその附属明細書については、毎会計年度終了後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないが、附属明細書を作成していないことが確認された。

事業報告の附属明細書は、事業内容を補足する重要な事項をその内容とすることとされており、法令等を遵守し、作成すること。

<参考> 計算関係書類等の決算手続

書類	監事	理事会	評議員会
事業報告	監査 (法第45条の28第1項)	承認 (法第45条の28第3項)	報告 (法第45条の30第3項)
事業報告の 附属明細書	監査 (法第45条の28第1項)	承認 (法第45条の28第3項)	
計算書類	監査 (法第45条の28第1項)	承認 (法第45条の28第3項)	承認 (法第45条の30第2項)
計算書類の 附属明細書	監査 (法第45条の28第1項)	承認 (法第45条の28第3項)	
財産目録	監査 (規則第2条の40第2項)	承認 (規則第2条の40第2項)	承認 (規則第2条の40第1項)

(注) 会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を評議員会に報告する。(法第45条の31、規則第2条の40)

指摘の事例④



理事の選任にかかる評議員会において、いずれかが「社会福祉事業の経営に識見を有する者」等に該当していることを説明せずに選任の決議が行われていた。



ガイドライン I の 4 の（3）適格性の指摘基準に該当

＜指摘基準＞

次の場合は文書指摘によることとする。

- ・ 理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない場合



指摘内容

理事の選任に当たっては、社会福祉法第44条第4項の規定により、「社会福祉事業の経営に識見を有する者」及び「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれなければならないところ、評議員会における決議に際して、いずれに該当するかが明らかにされていなかった。

理事の適格性を審議する上で重要な情報であることから、理事の選任に当たっては、評議員会において、各候補者がいずれの要件に該当しているのかを明らかにし、必要な説明を行った上で、決議を行うこと。

<参考> 役員等の識見等に関する要件

役員等	要件	社会福祉法
評議員	評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。	第 3 9 条
理事	理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。 1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 2 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 3 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者	第 4 4 条第 4 項
監事	監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。 1 社会福祉事業について識見を有する者 2 財務管理について識見を有する者	第 4 4 条第 5 項

指摘の事例⑤



登記について、組合等登記令に定める期限を超過している事例が見受けられた。



ガイドラインⅢの4の（4）その他の指摘基準に該当
＜指摘基準＞

指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続（法務局等への具体的な協議を含む。）を行われていない場合は文書指摘によることとする。

なお、変更登記が行われている又は手続中であるが、期限を過ぎている場合には、今後同様なことがないように求める（口頭指摘）。



指摘内容

代表権を有する者及び資産総額に係る変更登記について、組合等登記令第3条第1項及び第3項に定める期限を超過している事例が見受けられることから、今後、同令の規定に基づき、期限内に登記が完了するようにすること。

＜参考＞ 変更登記を要する事項

登記事項	登記期限	組合等登記令
目的及び業務	変更が生じたときは、2 週間以内	第 3 条第 1 項
名称		
事務所の所在場所		
代表権を有する者の氏名、住所及び資格		
存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由		
資産の総額	毎事業年度末日現在により、当該末日から 3 月以内	第 3 条第 3 項

指導監査における、特に頻出する指摘事例

- ✓ 指導監査の参考として、各所轄庁において、特に頻出する指摘事例を取りまとめた。
- ✓ 各所轄庁においてご活用いただくとともに、所管の法人に対する情報提供をお願いする。

1. ガバナンス関係

(国所管法人において頻出する指摘事例)

- 事業報告及びその附属明細書については、社会福祉法第45条の28の規定により、毎会計年度終了後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないが、附属明細書を作成していないことが確認されたため、作成すること。
- 理事会を続けて欠席している理事が見受けられたため、理事会の役割の重要性に鑑み、日程調整を工夫すること及び出席の方法を工夫（インターネットを利用するなど）することなどにより欠席者が出ないよう理事会を招集すること。
- 評議員への報酬等の支給に当たり、定款で定められた額を超えていることが確認されたため、定款変更等の必要な手続きを行うこと。
- 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないことが認められたので、社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項の規定に基づき、今後は、監事の過半数の同意を得ること。
- 評議員会の議事録について、社会福祉法施行規則第2条の15に定める必要的記載事項である「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」の記載がなされていないため、今後、適切に記載すること。

指導監査における、特に頻出する指摘事例

（自治体（都道府県・市）所管法人において頻出する指摘事例）

- 評議員会招集の議案等が理事会の決議により定められていない事例が見受けられたため、今後は理事会において評議員会の議案等についても決 $\times$ 議を行うこと。
- 評議員会の招集通知が開催日の1週間（中7日間）前までに発出されていないため、期日までに発出すること。
- 評議員会又は理事会の議案に特別の利害関係を有する役員等がいなかを確認していないので確認すること。
（確認したことが議事録等で確認できないので確認したことを記録すること。）
- 理事長（及び業務執行理事）は自己の職務の執行状況を定期的に理事会において報告しなければならないが、必要な回数の報告がされていないため、今後は適切に職務執行状況報告を行うこと。
- 代表権を有する者及び資産総額にかかる変更登記について、組合等登記令第3条第1項及び第3項に定める期限を超過している事例が見受けられることから、今後、同令の規定に基づき、期限内に登記を完了すること。
- 評議員会の議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名等の必要的記載事項が記載されていないため、今後、適切に記載すること。
- 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないため、改めること。
- 2年間のうち、1度も評議員会への出席がない場合は、名目的・慣習的に選任されている評議員とみなされるため、次回開催の評議員会には当該評議員が参加できるよう、日程に配慮すること。

指導監査における、特に頻出する指摘事例

2. 会計管理関係

（国所管法人において頻出する指摘事例）

- 社会福祉法上、作成が求められている計算書類（本体（各号第一様式～第四様式）及び注記）及び附属明細書について理事会の承認を受け、理事会の承認を受けた計算書類について評議員会の承認を受けなければならないと定められている。しかし、当法人では、計算書類本体の一部しか理事会及び評議員会に諮られておらず、その他の計算書類等は承認を受けていないため、法令で理事会及び評議員会の決議が求められている計算書類等について漏れなく決議に諮り、承認を受けること。
- 経理規程に定めるところにより、固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認したうえで、固定資産現在高報告書を作成し、会計責任者に提出すること。また、会計責任者は、統括会計責任者及び理事長に報告すること。

（自治体（都道府県・市）所管法人において頻出する指摘事例）

- 経理規程の内容について、法令又は関連通知（会計基準省令の改正に伴う変更等）に適合していない、法人の管理運営実態（組織体制、拠点区分・サービス区分）に則していない箇所が見受けられるため、定款及び経理規程に定められた手続きに従い、適正に改正すること。
- 契約の手続き（例：随意契約等）が経理規定に則したものとなっていないため、経理規程に則り適正な事務処理を行うこと。
- 経理規程における会計伝票の処理（証票書類の不備、承認証跡がない等）について遵守されていないため、遵守すること。
- 計算書類に対する注記に誤り（様式の不備、記載漏れ等）があるため、会計基準省令等に基づき適正に記載すること。

4－2．指摘の軽重の判断について

- ▶ 文書指摘、口頭指摘の軽重の判断については、指導監査ガイドラインの冒頭部分において、その運用に関して留意するよう定めている。



- ガイドラインの運用に関しては、次の事項に留意することとする。
- 1 実施要綱の5の（1）に定める文書指摘、口頭指摘又は助言については、指摘基準に定めるものの他、次の点に留意して行うこと。
 - （1）～（2） （略）
 - （3）指摘基準に該当する場合であっても、**違反の程度が軽微である場合**又は**文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合**には、口頭指摘を行うことができること。
 - （4）以下 （略）

指摘の軽重の判断事例①



2回以上連続して理事会を欠席している理事がいた。



ガイドライン I の4の(3)「適格性」の指摘基準に該当
＜指摘基準＞

次の場合は文書指摘によることとする。

- ・欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる役員がいる場合



文書指摘に該当

特に明確な理由もなく理事会に参加せず、また法人も当該問題を解決する意思（日程調整のやり方を変える、理事会に出席可能な人選を行うなど）が全く見られない場合。

口頭指摘に該当

- ・今後は2回以上連続して欠席することなく理事会に参加できることが法人において説明された場合。
- ・新たに参加できる者の選任することの検討を法人が行う意思が確認できた場合。

指摘の軽重の判断事例②



役員等の報酬基準が未作成であった。



ガイドライン I の 8 の (2) 「報酬等支給基準」の指摘基準に該当
＜指摘基準＞

次の場合は文書指摘によることとする。

- ・ 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されていない場合



文書指摘に該当

原案もなく、また今後の手続についても未定である場合。

口頭指摘に該当

既に案文は作成済みであり、次回開催の評議員会での承認を受けることの説明があった場合。

指摘の軽重の判断事例③



定款に規定してある事業の一部が実施されていない。



ガイドラインⅡの1「事業一般」の指摘基準に該当
＜指摘基準＞

次の場合は文書指摘によることとする。

- ・ 定款に記載している事業を実施していない場合（休止中の事業であって、再開の見込みがある場合を除く）



文書指摘に該当

特に明確な理由もなく数年にわたり当該事業を実施しておらず、今後も事業再開の見込みが立たない上、定款変更を怠っていた場合。

口頭指摘に該当

- ・ 事業の未実施期間が長期に及ばず、確実に事業を再開することが法人より根拠をもって説明された場合。
- ・ 実態に沿った形に定款を変更する旨が法人より説明された場合。

4－3．不適切な指導について

- ▶ 指導監査に当たっては、監査担当者の主観的な判断で行うことのないよう、留意して指摘等を行うことを定めている。



- ガイドラインの運用に関しては、次の事項に留意することとする。
 - 1 実施要綱の5の（1）に定める文書指摘、口頭指摘又は助言については、指摘基準に定めるものの他、次の点に留意して行うこと。
 - （1）監査担当者の主観的な判断で法令又は通知の根拠なしに指摘を行わないこと。
 - （2）以下 （略）

不適切な指導の事例①



評議員選任・解任委員会の委員に、法人の定款に定める構成員以外の者である評議員が含まれており、その評議員選任・解任委員会によって選任された評議員は無効であるため直ちに新たな評議員選任・解任委員を選任しなおし、評議員選任決議をやり直すよう求めた。

▶ 所轄庁が決議の無効を宣言することは適切ではない。

既に決議を経ている事案に関して無効を宣言し、再度決議を行うよう指導することが必ずしも適切ではない場合もあります。

この場合、法人に対し、決議の手續等に不備がある場合は指摘の対象とするとともに、利害関係者に無効を主張された際に決議内容が無効になる可能性があるため、再度、評議員選任・解任委員を選任し直した上で、決議を行っておくことが望ましいことを助言することは有効であると考えます。

不適切な指導の事例②



理事会で特殊関係人が含まれている状態で決議を経ている事案があり、そのような決議は無効であるため再度決議を行うよう指導した。

▶ 所轄庁が決議の無効を宣言することは適切ではない。

既に決議を経ている事案に関して無効を宣言し、再度決議を行うよう指導することが必ずしも適切ではない場合もあります。

この場合、法人に対し、決議の手續等に不備がある場合は指摘の対象とするとともに、利害関係者に無効を主張された際に決議内容が無効になる可能性があるため、再度、特殊関係人を除いた上で、決議を行っておくことが望ましいことを助言することは有効であると考えます。

不適切な指導の事例③



理事会の招集通知の日付が「○月吉日」となっており発出日が文書により確認できなかったため、法人に説明を求めたところ理事会の1週間前には発出した旨の回答を得た。しかし法人には発出日を明らかにする義務があるため文書での確認ができない以上は文書指摘とした。

▶ 文書で確認できないことをもって直ちに文書指摘としない。

文書で確認できないことをもって直ちに文書指摘とするのが適切でない場合もあります。一方的な指導を行わず、法人から説明があった場合は、法人の説明も踏まえ指摘の判断を行うことが適切です。

このような場合、法人には指導監査等の際に対外的に事実を説明する責任があるため、今後は、客観的に判断できる書類等を残しておくよう助言することは有効であると考えます。

不適切な指導の事例④



法人が経理規程に契約書を作成することを定めている契約について、契約書の作成を行っていないため契約を解除するよう求めた。

▶ 民間同士の契約に行政が介入することはできない。

既に法人と第三者との間で成立している契約について所轄庁が契約解除を行うように指導することはできません。

本件の場合、「経理規程に作成することを定めている契約書を作成していないので契約書を作成すること」を経理規程違反で指摘することは可能だと考えますが、「契約を解除するよう求める」ことは、民間同士の取引に介入することになりますので、このような指導はできません。

不適切な指導の事例⑤



売却せずに配当を財源とするよう贈与者から意向を受けて、株式の寄附を受けた法人の所有する株式について、株式の保有は認められないので、全て売却するように求めた。

▶ 主観的な判断による指導

法人は一定の要件の下で、株式の保有が認められており、監査担当者の主観的な判断により、指導を行うことは望ましくありません。

不適切な指導の事例⑥



法人の会計手続きについて疑義があり、法人の了承のもと伝票及び帳簿の原本を持ち帰って調査した。

▶ 紛失等の危険

伝票や帳簿の原本は、重要な法人情報が含まれており、原本を持ち帰ることは大変危険です。

伝票や帳簿はその場で閲覧を求め、必要な場合は、その部分のコピーを取得する等、原本を持ち帰ることがないように留意してください。

4－4．法人負担の軽減について

日々事業を行っている法人にとって、指導監査に対応するための事前準備や人員を割いての指導監査当日対応などの業務は、法人の通常業務以外の業務に当たり、このような業務に慣れていない法人にとっては、多大な負担となっている。



所轄庁においては、指導監査に限らず、法人指導に対し、

法人負担の軽減

に努めていただきますよう、お願いいたします。

法人負担の軽減の例①



既に提出されている届出書類を再度提出するよう求めない。

- ・ 申請、届出、報告等書類として、所轄庁が保存する書類等を活用し、指導監査の度に同一書類の再提出を求めないこと。
- ・ 提出部数について、同一書類を何部も提出させず、必要最低限の部数だけ提出させ、必要に応じて、所轄庁で印刷すること。

法人負担の軽減の例②



法令又は通知の定めとは別に、指導監査の実施に当たって
独自の書類等の提出を求めない。

- ・ 指導監査のためだけに法令等の定めとは別に、独自の書類等の提出を求めないこと。
- ・ 法令等の定めとは別に、指導監査に必要な範囲において確認のために必要な特定の書類等の提出を求める場合は、法人に十分説明し、また、法人の過度の負担にならないように配慮すること。

(参考) 「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ & A」 (平成29年7月11日事務連絡)

(問17) 所轄庁が、法令又は通知の定めとは別に、指導監査の実施に当たって独自の書類等の提出を求めることも認められるか。

(答) ガイドラインでは、**法令又は通知の根拠なく、特定の書類の作成・提出を求めないことを原則としている。**しかしながら、指導監査に必要な範囲において、所轄庁から法人に十分説明し、また、法人の過度の負担にならないように配慮している場合は、法人に法令又は通知で定められている報告書類に加え、確認のために必要な特定の書類等の提出を求めることは差し支えない。

法人負担の軽減の例③

◆ 法人の受け入れ体制について配慮すること。

- ・ 指導監査の実施に当たり、当該法人の運営体制や計算書類等について説明できるものを立ち会わせ、理事全員の立ち会いなどを求めないこと。
- ・ 専門家が指導監査の対応の補助として立ち会うことについて配慮を行うこと。

(参考) 「指導監査ガイドライン」Ⅲの3の(1) 「会計の原則」 (抜粋)

- 会計処理、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録に関する指導監査を行うに当たっては、法人が会計基準に従って、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録が作成されているかについて確認を行うが、個々の法人における事務処理体制等を考慮の上、効果的・効率的な確認を行うことができるよう次に掲げる事項について配慮することとする。
 - ・ 総務や会計を担当する常勤役員がいない、総務や会計に関する事務に関して、施設の介護職員や保育士等が兼務をしているなど専任の事務担当職員がいない等、事務処理体制が脆弱な法人に対しては、必要に応じて、財務管理について識見を有する者として選任されている監事等会計に関して知見がある者の同席を促す、確認する範囲を事前に具体的に伝える等、法人が指導監査に適切に対応できるように配慮を行うこと。
 - ・ 次のような法人外部の専門家は、一定程度以上に法人の会計管理を熟知又は直接関与していると想定されることから、当該専門家が指導監査の対応の補助として立ち会うことについて配慮を行うこと。
 - ① 会計監査人又は任意で会計監査を実施している公認会計士
 - ② 顧問税理士
 - ③ 記帳代行業務等を受託している専門家

法人負担の軽減の例④

◆ 講評内容は丁寧に伝達すること。

- ・ 指導監査後の講評を行う際は、最終的にどの指摘レベルに当たるかは持ち帰って整理した後に文書指摘は通知で、口頭指摘、助言はメモ等で渡す旨を伝えた後、**講評内容について、法人がその場で理解できるよう、丁寧に伝える**こと。

※講評内容について、法人が理解しないままの状態、指導監査結果通知が通知され、改善報告期限までに改善のための作業を慌てて行わせるといったことがないよう配慮。

法人負担の軽減の例⑤



指摘は書類（メモ等）で行うこと。

- ・ 文書指摘だけでなく、口頭指摘、助言の指導を行う場合にも法人と指導内容の認識を共有できるように書類（メモ等）で行うこと。

(参考) 「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ & A」 (平成29年7月11日事務連絡)

(問9) 「実施要綱」の5の(1)のア若しくはイに記載のある口頭指摘や助言では、法人側に正確な記録が残らないこと、所轄庁と法人との間に認識の齟齬が発生し得ること。また、評議員、理事及び監事が所轄庁からどのような指導を受けたのか正確に把握できないことから、口頭指摘や助言を行う場合は、必ず文書で行うようにするべきではないか。

(答) 「実施要綱」の5の(1)においては、口頭指摘や助言の指導を行う場合には、**法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮**する必要があることを示しており、この共有の方法は基本的には書類(メモ等)により行うことを想定している。なお、所轄庁において文書指摘又は口頭指摘等に関して適切に区分した上で、公文書の形式で行うことを妨げるものではない。

4－5．抽出監査の実施について

- 指導監査の効率化及び法人負担の軽減の観点から、確認書類等の一部を**抽出**をすることにより実施することにも有効。

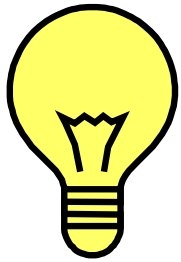
- ▶ 法人の計算書類が適正に作成されているか及びその前提となる会計帳簿の整備や会計処理が適正に行われているかの確認
- ▶ 入札契約が適正に行われているかの確認

抽出方法

- 理事会、評議員会等の承認を経ている重要な入札契約及び当該計算書類等
- 総勘定元帳などで記載されている巨額の契約等（法人の規模に合わせて巨額か判断）
- 施設整備に係る入札契約及び当該計算書類等
- 過去に是正指導を行った内容に関するもの

等

4－6． 監査ガイドラインの周知について



指導監査に当たっては、法人運営に改善すべき点がある場合には、法人が自ら改善すべき点を把握し、自主的に改善に取り組むことができるよう指導することが重要。



法人が自己チェックを行えるよう
ガイドラインの周知をお願いします。

指導監査結果の開示

令和5年度社会・援護局関係主管課長会議にてお示しているとおり、指導監査結果の開示については、指導監査要綱5(7)において、

指導監査の結果の開示は、法人運営の適正化のみならず、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることから、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましい

としている。



上記を踏まえた対応をお願いします。

5. 不適切事案における対応について

不適切事案における所轄庁の対応の検証等について

- ✓ 事案にかかる所轄庁の対応を聞き取りし、課題等を検証した。
- ✓ 所轄庁によっては、施設監査担当との兼務となっている等、十分な体制の確保が困難である場合も考えられるが、わずかな気づきから事案の実態に応じた柔軟な対応もとり得ることから、所管法人の指導監督に当たり、参考とされたい。

事項	観点	所轄庁の対応	課題と必要な措置
組織体制	組織的な業務執行体制の構築	責任者：課長 調整役：参事 ※課全体の調整。令和元年度に定員削減 担当者：職員 3 名 ※上下のラインではなく同列スタッフとの位置づけ 専門家：1 名 ※外部の公認会計士を知事が委嘱 （業務内容）一般監査に帯同し会計経理の事項を担当。予め勤務日を指定する必要がある、実行上、監査帯同のみ	【課題】 - 課長は、毎年届出される現況報告書等の確認内容について、担当者任せにしていた。 - 各担当者は、自分が担当する社会福祉法人の現況報告書等の内容を課長に報告したり、他の担当者と共有することはしていなかった。 【必要な措置】 - 責任者である課長への報告や担当者間で共有するなど複数の職員の目で状況等を確認する業務執行体制が必要。
現況報告書等の届出	法人の経営状況の変化等、異変への気づき	- 通常、担当者(1名)が現況報告書等(※)の具備(形式的要件)のみ確認。平成30年度には県所管法人全ての財務3表を確認したが、令和元年度から令和3年度まで必要な書類の有無の確認と数字の正誤追求に終始。 - 公認会計士への相談・照会等の活用なし。 ※現況報告書、計算書類等、財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準	【課題】 - 現況報告書等の内容を点検しておらず、経営状況の変化、会計監査人設置義務の該非等に気付かなかった。 - 公認会計士の知見を活用できていない。 【必要な措置】 - 現況報告書等のチェックによる運営実態把握の徹底。 ※計算書類等の前期比較で急激かつ理由無き増減の有無等(例：借入金の増、収益を伴わない費用の増等)
	会計監査人の設置義務の把握・助言・注意喚起 ※令和2年3月末計算書類上、負債60億円超	平時の確認内容では、設置義務の該非状況を把握しようがなく、法人に対する注意喚起等の働きかけも未実施。	- 公認会計士等の専門家への相談が可能な勤務体制の確保。 - 現況報告書等のチェックにより会計監査人設置義務があるが設置していない法人を把握した場合の当該法人に対する設置の指導。

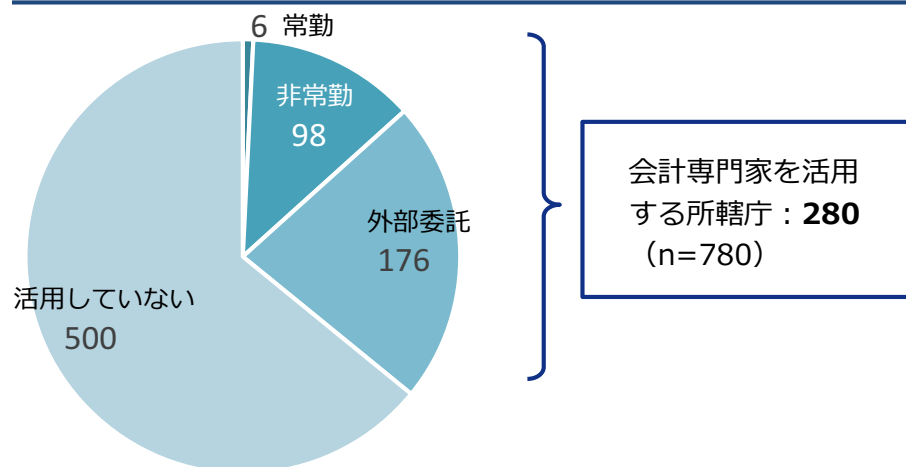
不適切事案における所轄庁の対応の検証等について

事項	観点	所轄庁の対応	課題と必要な措置
通報、監査	通報内容の監査への反映	- 複数回にわたる投書等（平成29年8月投書、平成29年10月投書、平成29年11月告発）を受け、平成30年1月に県の顧問弁護士、厚労省への照会を行い、今後の対応を整理（法人への損害は調査できないため、利益相反取引の手続きを確認）。 - 具体的内容の記された告発（平成30年5月）を受け、今回は平成28年11月に実施した一般監査を1年前倒しで実施（平成30年9月）。 - 通報内容に焦点を当てた特別監査的な内容で実施。	【課題】 - 一般監査として実施し、文書指摘もしなかったことから、今回の監査は3年後とされ、令和3年9月の民事再生法適用申請まで法人の状況を把握することができなかった。 - 理事長の発言等のため口頭指摘にとどまった。 - 監査実施に当たり、公認会計士の帯同を見合わせており、不自然な土地売買契約、借入金等の存在に気付きながらも、公認会計士であれば追及して然るべき、通常ではない取引（リースバック、鑑定評価額よりも安価な土地売買、相当額の現金預金を保有する中での新規借入、骨董品等の実態が不明なままの処分損計上等）について追求できていない。 - 公認会計士が委嘱されているものの、監査前（監査方針の検討等）や監査後（監査結果の確定）にその知見を活用していない。
	専門家の活用	- 一般監査には公認会計士を帯同する運用であったところ、資金流出等が疑われる中で実施された特別監査的一般監査ではあったが、日程が合わなかったため帯同させなかった。 - 事前・事後の相談もせず監査結果を確定。	【必要な措置】 - 法人内外から不適切事例に関する情報を得た際には、事実確認を行い、必要に応じて所轄庁の法務部門や厚労省に相談し、速やかな特別監査の実施を含めて対応を検討すること。 - 問題があった場合には、それが改善されるまで継続的に監査等による確認を行う必要があること。 - 監査の際は、事案に応じて公認会計士等の専門家の活用を検討すること（監査への帯同、事前事後の相談等）。 ※平成28年改正社会福祉法施行を踏まえ、所轄庁の事務処理円滑化のための経費として、会計専門家からの助言を得るための経費等について地方財政措置済み（道府県及び市単独分）

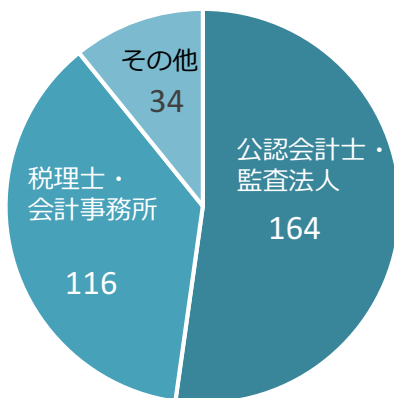
所轄庁における会計専門家の活用状況等について

- ✓ 不適正事案を含む社会福祉法人の経営について、会計の専門的観点から対応するためには、公認会計士及び税理士（以下「会計専門家」という。）を指導監査や計算書類等の確認に活用し、所轄庁の体制整備を行うことが有効。
- ✓ 地方交付税交付金（道府県及び市単独分）においては、平成28年改正社会福祉法施行を踏まえた所轄庁の事務処理の円滑化を図るための経費として、「会計専門家からの助言を得るための経費」を計上（平成29年度～）しており、活用が可能。
- ✓ 令和5年度における所轄庁の会計専門家の設置状況等については、以下のとおり（令和5年10月1日時点福祉基盤課調べ）であるので、体制整備の参考とされたい。

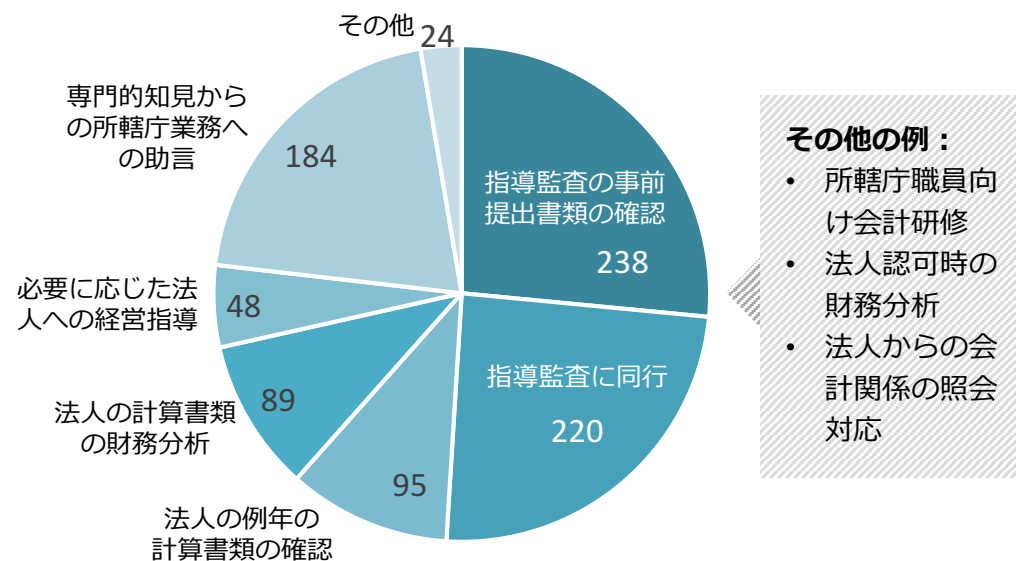
1. 会計専門家の活用状況



2. 活用している会計専門家の職種（複数回答）



3. 会計専門家を活用している業務（複数回答）



4. 財務諸表等電子開示システム「分析系」の活用

指導監査時の参考データとして活用する所轄庁	245
監査時に関わらず、経営指導として活用する所轄庁	57

主な意見： 監査時に法人の前年度の指標と比較、経営悪化法人への指導に際し要因を他法人と比較検討、監査とは別に経営状況悪化法人の抽出に使用、監査の重点事項を決め効率実施可能、委託先における財務分析のため活用、活用のための専門知識が不足、活用の余力がない、活用方法がわからない、機能を知らなかった

社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について①

社会福祉法人制度改革以降も、

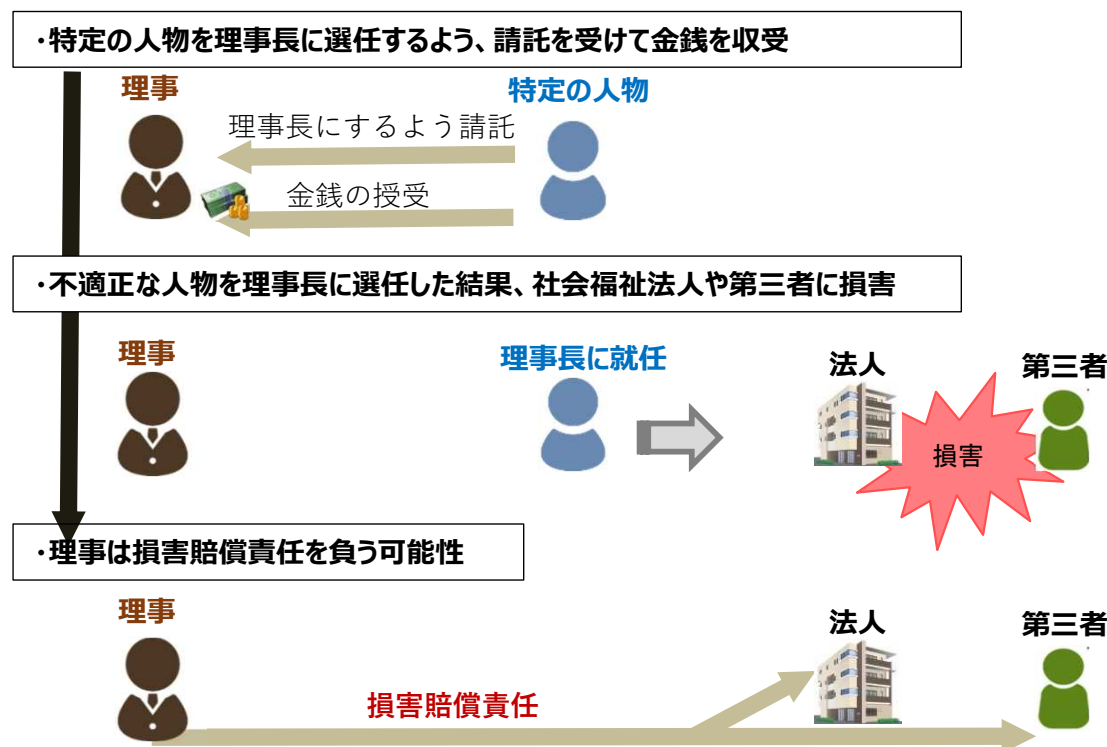
- ① 法人制度ではそもそも**存在しない「経営権」**を旧理事長から理事長へ移転する取引が行われ、
- ② **理事長に就任後、法人の資金を法人外に流出**させ、新旧理事長が、贈収賄及び業務上横領罪で逮捕される事案が発生。

⇒ 事案のような**不適切事例を抑止**するため、**理事長の選任に関する金銭の授受と損害賠償責任及び刑事責任との関係**を注意喚起。

注意喚起

- 評議員や理事等（理事、監事、会計監査人を指す。）は社会福祉法人に対して**善管注意義務**を、さらに理事は社会福祉法人に対して**忠実義務**を負っており、これらに違反して社会福祉法人や第三者に損害を生じさせた場合には、その**損害を賠償する責任**を負う可能性がある。

<例> 理事が、特定の人物を理事長に選任するよう、その人物等から請託を受けて金銭を収受するなどして、不適正な人物を理事長に選任した結果、社会福祉法人や第三者に損害が生じた場合には、当該理事は損害賠償責任を負う可能性がある。



社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について②

注意喚起

- 評議員や理事等が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をすることは**罰則の対象**となる（同利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様に罰則の対象となる）。

＜例＞ 評議員や理事が、同法人の理事や理事長の選任に関し、法令等が定める理事等の選任手続に違背する行為によって理事等を選任してほしい旨の依頼を受けるなどして、これらの依頼の対価として金銭を得ることは、その職務に関し、不正の請託を受けて財産上の利益を収受したとして上記罰則の対象となり得る行為であり、当該評議員や理事については刑事責任を問われる可能性がある。

評議員・理事



選任手続に違背する行為によって理事等を選任してほしい旨依頼

依頼の対価として金銭を得る



注意喚起

- 業務上自己の占有する他人（法人）の物を横領した場合、業務上横領罪（刑法253条）の対象となり得る。

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について

社会福祉法人に対する指導監督につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業」において、社会福祉法人制度改革以降も、①法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を旧理事長から理事長へ移転する取引が行われ、②理事長に就任後、法人の資金を法人外に流出させ、新旧理事長が、贈収賄及び業務上横領罪で逮捕される事案が発生していることから、法人制度改革の趣旨を徹底し、事案のような不適切事例を抑止するために、理事長の選任に関する金銭の授受と損害賠償責任及び刑事責任との関係を、例示を示して注意喚起を行うべきと提言されました。ついては、下記のとおり注意喚起しますので、管内法人へ周知をお願いします。

都道府県におかれましては、管内一般市（特別区含む）に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 注意喚起

評議員や理事等（理事、監事、会計監査人を指す。）は社会福祉法人に対して善管注意義務を、さらに理事は社会福祉法人に対して忠実義務を負っており、これらに違反して社会福祉法人や第三者に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う可能性がある。例えば、理事が、特定の人物を理事長に選任するようその人物等から請託を受けて金銭を収受するなどして、不適正な人物を理事長に選任した結果、社会福祉法人や第三者に損害が生じた場合には、当該理事は損害賠償責任を負う可能性がある。

また、社会福祉法人の評議員や理事等が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をすることは罰則の対象となる（同利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様に罰則の対象となる）。例えば、社会福祉法人の評議員や理事が、同法人の理事や理事長の選任に関し、法令等が定める理事等の選任手続に违背する行為によって理事等を選任してほしい旨の依頼を受けるなどして、これらの依頼の対価として金銭を得ることは、その職務に関し、不正の請託を受けて財産上の利益を収受したとして上記罰則の対象となり得る行為であり、当該評議員や理事については刑事責任を問われる可能性がある。

なお、業務上自己の占有する他人（法人）の物を横領した場合、業務上横領罪（刑法 253 条）の対象となり得る。

（参考）

○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

第 38 条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

第 45 条の 16 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

第 45 条の 20 理事、監事若しくは会計監査人（以下この款において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

第 45 条の 21 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

第 156 条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5 年以下の懲役又は 5 百万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる者 ※評議員、理事又は監事等

二 社会福祉法人の会計監査人又は第四十五条の六第三項（第百四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3 年以下の懲役又は 3 百万円以下の罰金に処する。

○ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）

第 253 条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10 年以下の懲役に処する。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課法人経営指導係
電話番号 03-5253-1111（内線 2871）
E-mail syakaifukushi@mhlw.go.jp

6. 社会福祉連携推進法人に対する指導監査について

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和4年4月に施行。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。**

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

理事会
(理事6名以上・
監事2名以上)

- ※ 代表理事1名を選出
- ※ 理事及び監事の要件は、社会福祉法人と同水準

法人の業務を執行

社員総会
(法人運営に係る重要事項
の議決機関)

- ※ 原則1社員1議決権
- ※ 議決権の過半数は、社会福祉法人である社員が持つ
- ※ 不当に差別的な取扱いをしないなど、一定の要件を満たす場合であって、社員間の合意に基づき、定款に定める場合は、異なる取扱いも可能

事業計画等への意見具申や事業の評価
(社員総会・理事会は意見を尊重)

**社会福祉連携推進
評議会**
(3名以上)

- ※ 社会福祉連携推進区域の福祉の状況の声を反映できる者を必ず入れる
- ※ 業務に応じて、福祉サービス利用者団体、経営者団体、学識有識者等から構成

【法人運営のポイント】

- **社会福祉連携推進区域**(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、**社会福祉連携推進方針**(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- **社会福祉連携推進業務**の実施(以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可(社会福祉事業や同様の事業は実施不可)
- 社員からの**会費、業務委託費等**による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、**職員の兼務や設備の兼用可**(業務を遂行するための財産の保有も可)

①地域福祉支援業務

- ・ 地域貢献事業の企画・立案
- ・ 地域ニーズ調査の実施
- ・ 事業実施に向けたノウハウ提供 等

②災害時支援業務

- ・ 応急物資の備蓄・提供
- ・ 被災施設利用者の移送
- ・ 避難訓練
- ・ BCP策定支援 等

③経営支援業務

- ・ 経営コンサルティング
- ・ 財務状況の分析・助言
- ・ 事務処理代行 等
- ※ 介護職種に係る技能実習の監理団体は、経営支援業務として行う

④貸付業務

- ・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け
- ※ 貸付け毎に所轄庁の認定が必要
- ※ 貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人)の直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額が上限
- ※ 貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない

⑤人材確保等業務

- ・ 採用・募集の共同実施
- ・ 人事交流の調整
- ・ 研修の共同実施
- ・ 現場実習等の調整 等

⑥物資等供給業務

- ・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達
- ・ 給食の供給 等

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

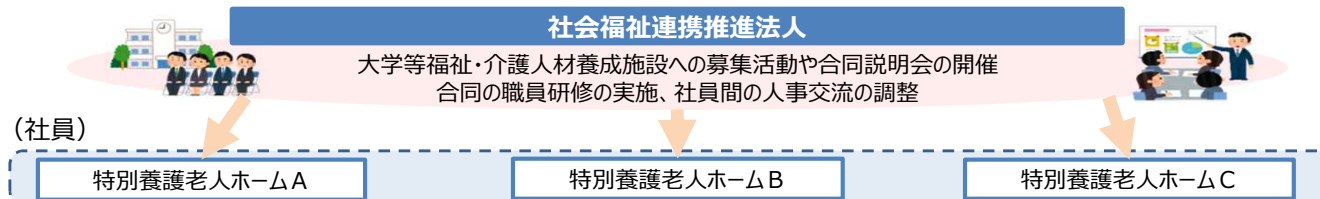
社会福祉事業を
経営する法人

社会福祉を目的
とする公益事業を
経営する法人

社会福祉事業等に従事
する者の養成機関を
経営する法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

【社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)】



⇒ 学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか)
認定・指導監督

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和6年3月26日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**21法人**。

法人名

(丸数字は設立順)

1. 認定所轄庁
2. 認定年月日

① **リガーレ**
1. 京都府 2. 令和4年5月10日

⑪ **きょうと福祉キャリアサポート**
1. 京都府 2. 令和5年2月28日

② **リゾムウェル**
1. 大阪府 2. 令和4年6月17日

③ **日の出医療福祉グループ**
1. 兵庫県 2. 令和4年8月1日

⑥ **あたらしい保育イニシアチブ**
1. 和歌山県 2. 令和4年11月11日

⑩ **福岡親和会**
1. 福岡県 2. 令和5年2月3日

⑪ **みらいグループ**
1. 福岡県 2. 令和5年7月11日

⑬ **幸輪ホールディングス**
1. 福岡県筑後市 2. 令和5年4月1日

⑮ **ジョイント&リップル**
1. 熊本県熊本市 2. 令和5年5月9日

⑫ **秋田圏域社会福祉連携推進会**
1. 秋田県 2. 令和5年8月2日

⑫ **さくらグループ**
1. 埼玉県 2. 令和5年3月27日

⑤ **一五戸共栄会**
1. 東京都 2. 令和4年11月4日

⑦ **青海波グループ**
1. 東京都 2. 令和4年12月8日

⑨ **園経営支援協会**
1. 東京都 2. 令和5年1月30日

⑫ **大和会**
1. 東京都 2. 令和6年3月26日

④ **光る福祉**
1. 千葉県 2. 令和4年10月13日

⑫ **キッズファースト**
1. 千葉県千葉市 2. 令和5年10月1日

⑭ **乳幼児教育ユニティ**
1. 新潟県 2. 令和5年4月3日

⑧ **黎明**
1. 岐阜県 2. 令和5年1月27日

⑯ **共創福祉ひだ**
1. 岐阜県飛騨市 2. 令和5年6月29日

⑯ **となりの**
1. 愛知県 2. 令和5年9月19日

社会福祉連携推進法人指導監査ガイドラインの策定について

概要

- 令和4年4月に社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」）制度が施行され、令和5年7月以降（法人の計算書類届出後）、各認定所轄庁において順次指導監査が開始。
- 連携推進法人の指導監査についても、社会福祉法人同様、国において指導監査ガイドラインを策定。
（※令和4年12月26日発出済み）

連携推進法人指導監査ガイドライン策定の基本的な考え方

- 基本的には、社会福祉法人指導監査ガイドラインの考え方を踏襲。
- 連携推進法人独自の要素については、一般法人法、社会福祉法、「社会福祉連携推進法人の認定等について（社会・援護局長通知）」等の内容を確認できるよう、新たに監査項目を策定する。

社会福祉連携推進法人指導監査ガイドラインの内容について

指導監査の目的等

- 社会福祉法第144条による準用後の法第56条第1項の規定に基づき、連携推進法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた連携推進法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な連携推進法人の運営の確保を図るものである。（実施要綱の1）
- 監査の種類は「一般監査」、「特別監査」とし、運営について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められない連携推進法人に対する一般監査の実施の周期については、3箇年に1回とする。（実施要綱の2、3）
- 指導の方法は、「文書指摘」、「口頭指摘」、「助言」の3類型とする。（実施要綱の5）

ガイドラインの構成（大項目のみ） ※赤字下線が異なる箇所

社会福祉連携推進法人指導監査ガイドライン		（参考）社会福祉法人指導監査ガイドライン	
I 法人運営	1 定款及び社会福祉連携推進方針 2 内部管理体制 3 社員・社員総会 4 理事 5 監事 6 理事会 7 会計監査人 8 社会福祉連携推進評議会 9 理事、監事及び会計監査人の報酬	I 法人運営	1 定款 2 内部管理体制 3 評議員・評議員会 4 理事 5 監事 6 理事会 7 会計監査人 8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬
II 業務	1 社会福祉連携推進業務及びその他業務	II 事業	1 事業一般 2 社会福祉事業 3 公益事業 4 収益事業
III 管理	1 人事管理 2 資産管理 3 会計管理 4 その他	III 管理	1 人事管理 2 資産管理 3 会計管理 4 その他

社会福祉連携推進法人指導監査ガイドラインの内容について

監査項目の具体例①（ほぼ同様の規定について置き換えるもの）

▶▶ 社会福祉法人をベースに、評議員会→社員総会、理事長→代表理事 等の規定が異なる部分の置き換えを行う。

社会福祉連携推進法人指導監査ガイドライン	（参考）社会福祉法人指導監査ガイドライン
I 法人運営 1 定款及び社会福祉連携推進方針 2 定款の変更が所定の手続を経て行われているか。 （中略） <着眼点> ○ 定款は、<u>連携推進</u>法人の基本的事項を定めるものであることから、その変更は、<u>社員総会</u>の特別決議（注）をもって行い（<u>一般法人法第49条第2項第4号、一般法人法第146条</u>）、<u>認定</u>所轄庁の認可又は<u>認定</u>所轄庁への届出が必要とされるところ（<u>法第139条第1項、第3項</u>）、指導監査を行うに当たっては、これらの必要な手続がとられているかについて確認する。 （中略） <指摘基準> 次の場合は文書指摘によることとする。 ・ 定款変更についての<u>社員総会</u>の特別決議が出席者不足又は賛成数不足により成立していないにもかかわらず、認可の申請若しくは届出がされている場合 ・ 定款変更の決議を行った<u>社員総会</u>の招集手続又は議案の提出手続が法令、通知又は定款に違反している場合 ・ 定款変更について<u>社員総会</u>の決議が成立しているにもかかわらず、<u>認定</u>所轄庁の認可を受ける手続又は所轄庁の認可を要さない場合の<u>認定</u>所轄庁への届出の手続が行われていない場合 （後略）	I 法人運営 1 定款 2 定款の変更が所定の手続を経て行われているか。 （中略） <着眼点> ○ 定款は、法人の基本的事項を定めるものであることから、その変更は、<u>評議員会</u>の特別決議（注）をもって行い（<u>法第45条の9第7項第3号、法第45条の36第1項</u>）、所轄庁の認可又は所轄庁への届出が必要とされるところ（<u>法第45条の36第2項、第4項</u>）、指導監査を行うに当たっては、これらの必要な手続がとられているかについて確認する。 （中略） <指摘基準> 次の場合は文書指摘によることとする。 ・ 定款変更についての<u>評議員会</u>の特別決議が出席者不足又は賛成数不足により成立していないにもかかわらず、認可の申請若しくは届出がされている場合 ・ 定款変更の決議を行った<u>評議員会</u>の招集手続又は議案の提出手続が法令、通知又は定款に違反している場合 ・ 定款変更について<u>評議員会</u>の決議が成立しているにもかかわらず、所轄庁の認可を受ける手続又は所轄庁の認可を要さない場合の所轄庁への届出の手続が行われていない場合 （後略）

※赤字下線が異なる箇所

社会福祉連携推進法人指導監査ガイドラインの内容について

監査項目の具体例②（新規に策定するもの）

- ▶▶ 関係規定に照らし、一般監査において通常確認すべき基本的な監査事項を設定。

社会福祉連携推進法人指導監査ガイドライン

I 法人運営

1 定款及び社会福祉連携推進方針

- 4 社会福祉連携推進方針は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。

（中略）

<着眼点>

- 社会福祉連携推進方針には、法第126条第2項等に掲げる事項を記載する。それら記載事項が事実と反するものでないかの確認をする。

<法第126条第2項に掲げる事項>

社員の氏名又は名称（第1号）、社会福祉連携推進業務を実施する区域（第2号）、社会福祉連携推進業務の内容（第3号）

<貸付業務を実施する場合には、上記に加え、規則第39条第4項及び認定等通知第5の3(1)④に掲げる事項>

貸付対象社員の名称、貸付金額、貸付けの契約日、貸付対象社員における重要事項に係る決定の確認方法

<指摘基準>

必要事項が記載されていない場合、又は社会福祉連携推進方針に記載された内容と事実が異なる場合は、文書指摘によることとする。

（後略）

ご清聴ありがとうございました。